

令和5年第1回西郷村議会定例会

議事日程（2号）

令和5年3月9日（木曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

- |       |     |    |     |               |
|-------|-----|----|-----|---------------|
| No. 1 | 3番  | 鈴木 | 修君  | (P 21 ~ P 33) |
| No. 2 | 1番  | 鈴木 | 昭司君 | (P 34 ~ P 42) |
| No. 3 | 9番  | 真船 | 正晃君 | (P 43 ~ P 57) |
| No. 4 | 12番 | 上田 | 秀人君 | (P 58 ~ P 78) |

・出席議員（16名）

1番 鈴木昭司君	2番 大竹憂子君	3番 鈴木修君
4番 君島栄一君	5番 鈴木武男君	6番 河西美次君
7番 松田隆志君	8番 鈴木勝久君	9番 真船正晃君
10番 藤田節夫君	11番 矢吹利夫君	12番 上田秀人君
13番 後藤功君	14番 大石雪雄君	15番 秋山和男君
16番 真船正康君		

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	高橋廣志君	副村長	真船貞君
教育長	秋山充司君	会計管理者兼 会計室長	関根由美君
参事兼 総務課長	福田修君	参事兼 企画政策課長	伊藤秀雄君
財政課長	渡部祥一君	防災課長	和知正道君
税務課 課長補佐兼 収納係長	高内慎介君	住民生活課長	池田早苗君
福祉課長	相川佐江子君	健康推進課長	田部井吉行君
環境保全課長	今井学君	産業振興課長	相川哲也君
建設課長	相川晃君	拠点整備室長	関根隆君
上下水道課長	木村三義君	学校教育課長	緑川浩君
生涯学習課長	須藤隆士君	農業委員会 事務局長	鈴木弘嗣君

・本会議に出席した事務局職員

議会事務局長 兼監査委員 主任書記	黒須賢博	事務局次長兼 議事係長兼 監査委員書記	佐川典孝
議会事務局 庶務係長	金田洋子		

◎開議の宣告

○議長（真船正康君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

○議長（真船正康君） 日程に入るに先立ち、議長より諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の規定による説明員について変更がありますので、ご報告いたします。

本日、税務課長が家族看護のため欠席し、代理者として税務課、高内慎介課長補佐が出席しておりますので、ご承知おきくださるようお願いいたします。

◎一般質問

○議長（真船正康君） それでは本日の日程に入ります。

本日の日程は一般質問であります。

質問は通告順に行います。質問は、会議規則第63条の準用規定により一問一答方式で行います。また、質問時間は、答弁も含め、1人につき約90分以内を原則といたします。

なお、質問及び答弁は、西郷村議会運営確認事項にのっとり簡潔明瞭に努めるようお願いいたします。

それでは、通告第1、3番鈴木修君の一般質問を許します。3番鈴木修君。

◇3番 鈴木 修君

1. 児童福祉について
2. 中学校における休日の部活動の地域移行について

○3番（鈴木 修君） おはようございます。3番鈴木修です。

通告に従いまして一般質問をいたします。

まずはじめに、児童福祉についてということでヤングケアラーに関する質問をいたします。

ヤングケアラーについては、既にご承知のとおり、一般的に年齢に見合った手伝いの範囲を超え、本来は大人が担うべき家事や家族の世話を日常的に行っている子どもを指します。具体的には、病気や障がいのある家族の介護・介助、幼い兄弟の世話、日本語を話せない家族の対応などがございます。学業や友人関係に支障が出たり健康状態に影響したりすることが懸念され、社会の支援が必要とされることであります。

福島県は、昨年9月から11月にかけてヤングケアラーに関する調査を、県内の小学校5年生から高校3年生を対象に実態調査を行いました。当然、当村の子どもたちも対象になったと思います。

そこで、1点目として、当村における実態調査の状況について、対象者が何人で、回答人数、回答率がどうだったのか伺います。

○議長（真船正康君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 3番鈴木修議員の一般質問にお答えいたします。

質問第1、児童福祉について。質問の1点目、当村における福島県ヤングケアラー実態調査の状況についてのお尋ねでございます。

福島県ヤングケアラー実態調査につきましては、令和4年9月21日から11月10日の期間で実施されました。この調査の目的は、対象者のふだんの生活の様子や困り事を把握し、ヤングケアラーに対する必要な支援策を検討することを目的として行われました。調査対象者は、県内の小学校5・6年生、中学生、全日制、定時制、通信制の高校生約12万人です。

調査の方法は、匿名による質問紙による調査で、県より対象となる小学校、中学校、高校へ郵送し、各学校にて調査が実施されました。調査への回答に関しては任意となります。

当村の対象者につきましては、小・中学生が937人、うち回答数が507人、回答率は54%となります。高校生の対象者につきましては、学校所在市町村での対象者把握となっているため、市町村ごとの対象者数、回答数及び回答率については県より示されておりません。しかし、調査票の回答欄に居住している市町村の項目があり、その項目に居住している市町村名の記載がされていた方に関しては、市町村ごとに集計結果が示されております。

○議長（真船正康君） 3番鈴木修君の再質問を許します。3番鈴木修君。

○3番（鈴木 修君） 再質問いたします。

たしか、県の全体の回答率は86%と新聞に出ていたかと思います。我が西郷村だけだと54%という答弁でしたが、県全体よりも随分低い数値だなと今感じております。村にとっても、ヤングケアラーの実態を把握する上で非常にこれは大切な調査だと私は思っております。今回の調査は各学校へ直接郵送されての調査ということですが、学校を所管する教育委員会もこの実態調査のことは承知していたはずですが、

教育委員会は、この調査が福祉だけでなく教育の面からしても、村にとっても実態を把握する上で大切な調査だという認識はあったのか伺います。

○議長（真船正康君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） 3番鈴木修議員の一般質問にお答えいたします。

ヤングケアラーへの支援体制を連携・強化し、対策を取っていくための基礎資料として、本調査は大切な調査であると認識しております。各学校において調査を行いました。集計に間に合わず調査に反映されなかった学校もございます。今後につきましては、大切なことですので着実に進めるよう指導してまいります。

○議長（真船正康君） 3番鈴木修君。

○3番（鈴木 修君） 教育委員会としても大切な調査だということを知っていることは理解できました。ですが、そうであれば、今さらではございますけれども、学校へ調査協力を強く要請すべきだったのかなと今思っております。

ということで、それでは次の質問ですが、この実態調査の結果、村内にヤングケアラーと認識している子どもの実態はどうか伺います。

○議長（真船正康君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） お答えいたします。

質問の2点目、ヤングケアラーと認識している子どもの実態についてのお尋ねでございます。

回答があった方のうち、「世話をしている家族がいる」と回答した方は、小学校2人、中学校22人、高校全日制8人、高校定時制・通信制2人で、合計34人でした。そのうち、「自分がヤングケアラーであると思うか」の質問に対し、「はい」と答えたのは、小学校1人、中学校2人の計3人です。「いいえ」と答えた児童・生徒は、小学校ゼロ人、中学校12人、高校全日制6人、「分わからない」と答えた児童・生徒は、小学校ゼロ人、中学校7人、高校全日制2人、高校定時制・通信制2人、無回答が小学校1人、中学校1人となっております。

次に、お世話をする内容や費やす時間等に関してでございます。こちらに関しては、「世話をしている家族がいる」の質問に対し「はい」と答えた34人の方の回答となります。

家族のお世話の内容は、家事、食事の準備や掃除、洗濯、介護、買物や散歩の同行、通訳、見守り、兄弟のお世話などが挙げられます。平日1日当たりにお世話に費やす時間といたしましては、「ほぼ毎日」、「週に3～5日」で20人となっております。費やす時間としては、「2時間未満～3時間未満」が10人となっております。お世話をすることで宿題など勉強する時間がない、寝る時間がない、部活動ができない、学校を休んでしまうなど、児童・生徒にとって大切な時間が確保できていない状況についても挙げられております。

お世話することの大変さについては、「体力面、気持ちの面で大変」という回答となっております。一方で、中学生、高校生では「特に大変さを感じていない」と回答している子どももあり、また、相談した経験もない子どもの数が多いことが分かりました。相談しない理由といたしましては、「相談するほどの悩みではない」との回答が多く見受けられております。

学校や周りの人にしてもらいたいこととしては、「自分が行っているお世話を代わってほしい」や「自分のことについて話を聞いてほしい」、「自由に使える時間が欲しい」、「勉強を教えてほしい」などの回答は中学校に多く、高校生に至っては「特にない」が多い結果となりました。

今回の調査により判明した実態については以上となります。

○議長（真船正康君） 3番鈴木修君。

○3番（鈴木 修君） ただいま詳しくご答弁いただきましてありがとうございました。

今の答弁で、ある程度調査の結果が出ております。家族の世話をしている小・中学生、高校生、全体で34人、うち小・中学生が24人ですか、合わせると。ということなんですけれども、まず注視しなければならないのは、自分をヤングケアラーだと思いが3人いるということかと思えます。村内の回答率が54%ですから、もしかすると、村全体でこの人数の倍の子どもたちが、自分はヤングケアラーだと認識してい

る可能性もあろうかと思われます。そして、宿題や勉強の時間がないとか学校を休むなど学業にも支障を来して、大切な時間が確保できない児童・生徒がいるわけです。

教育委員会としてこの実態調査の結果をどのように捉えているかお伺いいたします。

○議長（真船正康君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） 3番鈴木修議員の一般質問にお答えいたします。

教育委員会としまして、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、福祉課等の関係機関と連携しながら教育相談体制の充実を図り、学業等に支障を来している児童・生徒の支援に当たってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 3番鈴木修君。

○3番（鈴木 修君） 今答弁いただきましたが、まずは、学校においてそのような状況にある児童・生徒の実態把握が一番最初かと思ひます。そして、答弁いただいたように支援に当たっていただければと思ひております。

さて、令和3年の国の「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」によると、中学生の17人に1人、高校生の24人に1人がヤングケアラーと呼ばれる子どもたちで、家族の世話や介護を担い、子どもらしい生活を送っていないと言われております。

今回の県の実態調査も、世話をする家族がいる子どもたちの割合も中学生が16人に1人、高校生も16人に1人と、国の調査と中学生はそんなに変わりません。当村も、「世話をしている家族がいる」と答えた子どもたちは34人います。そして、3人は自分はヤングケアラーだと認識しています。実態は下手するともっと上回るのかなと感じております。

当村として、村内のヤングケアラーの存在を県の調査で初めて分かったのか、それとも事前に存在を確認していたのか伺ひます。

○議長（真船正康君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） お答えいたします。

村では、児童福祉法に基づき、庁内や外部の関係機関から成る西郷村要保護児童対策地域協議会を設けております。この協議会は、教育、福祉、保健の各部署のほか、警察や児童相談所の関係各所及び民生委員をはじめとする地域の関係者により構成される協議会であり、ヤングケアラーを含め、虐待を受けている子どもや問題を抱えている家庭などを早期に発見し適切な支援ができるよう、必要な情報交換と連携を行っております。

この協議会でケース管理を行っている中に、ヤングケアラーの可能性のある方については把握しております。しかし、実態調査の結果における3人の方と協議会において把握している方が一致しているかどうかについては確認することはできません。

○議長（真船正康君） 3番鈴木修君。

○3番（鈴木 修君） 今回の実態調査の回答率が低いので、実態調査の結果は3人の子どもたちと一致しているか、今、行政で把握しているのと一致しているかどうかは別として、ヤングケアラーの可能性のある子どもたちの存在を把握しているということ

ですね。

それでは、ヤングケアラーの可能性のある子どもたちに対して村の支援状況について、どのような支援と対策を現在まで行っているのか伺います。

○議長（真船正康君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） お答えいたします。

質問の3点目、ヤングケアラーの可能性のある子どもたちに対し村の支援状況についてのお尋ねでございます。

先ほどの答弁でも申し上げましたが、村では、児童福祉法に基づき、庁内や外部の関係機関から成る西郷村要保護児童対策地域協議会を設けております。この協議会の中で様々な機関と必要な情報交換、連携を図りながら、ケースの管理を行っております。

支援と対策につきましては、村の専門職、スクールソーシャルワーカー、児童相談所職員のご家庭への定期的な訪問や学校等へのモニタリングの実施をしております。さらに、必要に応じて個別ケース検討会議を開催し、どのような支援、どのような機関の関わりが必要なのかを協議し、決まった支援プランに沿って再度ご家庭に訪問したり、学校等でモニタリングを実施するなど、継続支援を行っております。

また、必要に応じて、子ども食堂への案内、フードバンクの提供、就労などの支援についても行っております。

○議長（真船正康君） 3番鈴木修君。

○3番（鈴木 修君） 村として把握している子どもたちには支援と対策を行っていると、様々な支援を行っているということで了解しました。ケースにより支援プランがあると思われまので、引き続き、継続支援できる体制を取っていただければと思っております。

この支援体制についてですが、国は今年度、令和4年度ですね、ヤングケアラー支援体制強化事業として212億円の予算を組んでいました。そして、各自治体へ厚労省から「ヤングケアラー支援体制強化事業の実施について」という通知を出しております。当然、当村にも通知が届いていたと思います。多分、福島県は、この補助金を受けて、独自で実態調査をこの事業で行ったのだと思います。

当村も、この国の補助金を受けて独自で実態調査や、職員がヤングケアラーについて関係機関の職員と、福祉や介護、医療、教育等の職員と、相互連携などの実践的研修、支援体制構築に向けて、独自の補助金を受けての計画を実施する考えはなかったのか伺います。

○議長（真船正康君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） お答えいたします。

ヤングケアラー支援体制強化事業に関しましては把握しております。この事業を活用し、福島県においては今回の実態調査を実施しております。村におきましては、今年度、県において実態調査を実施するとのことであったことから、村独自の調査は行っておりません。

しかしながら、今回の県の実態調査の結果を受け、福島県全体と比較しても回収率が低く、村のヤングケアラーの実態が把握できたとは言えない結果であります。このことから、令和5年度で、国のヤングケアラー支援体制強化事業を活用し、村独自に実態調査を実施したいと考えております。

○議長（真船正康君） 3番鈴木修君。

○3番（鈴木 修君） 今の答弁で、次年度は活用をしていくということで了解いたしました。市町村でも活用できるわけですから積極的に活用すべきだと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

それでは次の質問に移ります。

当村における外国人籍ヤングケアラーの実態について伺います。

外国人家庭では、来日した親の通訳を子どもが担うことがあるようです。通訳を担うことが子どもの心に大きなストレスになることがあると言われております。自由な時間が減るばかりでなく、大人の話題に接してしまう場合があるからだそうです。

そこで、当村に居住する外国人家庭においてもそのようなケースに置かれている子どもが存在しているのか、外国人籍ヤングケアラーの実態把握をされているのか伺います。

○議長（真船正康君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） お答えいたします。

質問の4点目、当村における外国人籍ヤングケアラーの実態についてのお尋ねでございます。

現在、村内に居住する外国人のうち、子どもがいらっしゃるご家庭がございますが、その中にヤングケアラーとのご連絡を受けているご家庭はございません。

○議長（真船正康君） 3番鈴木修君。

○3番（鈴木 修君） 現時点で存在していないということで了解しました。しかしながら、今後、外国人居住者が増加して、もしかしたら先ほど申し上げたようなケースに置かれる子どもたちが存在することも予想されます。

そこで、今後の取組になりますが、先月、2月20日の福島民報新聞に掲載されていたのですが、若干内容を紹介しますと、外国人籍のヤングケアラーの支援強化策として、厚労省は4月以降、外国人籍で日本語が苦手な親の通訳を子どもが担わなくてもいいように、役所や病院に親が行く際に通訳の専門職を同行させる新事業を始めるといことであります。新事業では、通訳を必要とする家庭が自治体の担当窓口などに相談し、認められれば、通訳者による行政手続補助や病院同行といった支援が受けられるということになるそうです。

自治体は、臨時職員の雇用や民間企業との連携で通訳者を確保することになります。事業を実施する自治体には、国が費用の3分の2を補助するといった内容が記載されていきました。当然、担当課は既に承知していると思いますが、そこで、当村において今後の新規事業の活用も視野に入れておくべきかと思いますが、いかがですか、伺います。

○議長（真船正康君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） お答えいたします。

議員おただしの事業につきましては、早急な専門職の雇用等に関しては難しいと考えております。しかし、外国人居住者が増加している状況の中で、今後、通訳が必要となる機会が増えることも予想されますので、議員より提案いただきました国補助事業、外国語対応通訳派遣支援事業を活用しながら、関係機関への通訳派遣依頼や翻訳アプリなどによる支援体制の構築を考えてまいりたいと思います。

○議長（真船正康君） 3番鈴木修君。

○3番（鈴木 修君） ただいま国の補助事業を活用するということで了解しました。先ほどの支援体制強化事業と同じく、国の補助事業を有効活用していただければと思います。

それでは、最後の質問になりますが、ヤングケアラーの子どもたちに対して、今後、村としてどのような支援策を考えているのか伺います。

○議長（真船正康君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） お答えいたします。

質問の5点目、ヤングケアラーの子どもたちに対し村の今後の支援策についてのお尋ねでございます。

今後のヤングケアラーへの支援につきましては、現状において把握しているご家庭以外にもヤングケアラーがいる可能性がありますので、福島県で実施した実態調査結果に加え、次年度実施予定の村独自の实態調査により、さらなる実態の把握に努めてまいります。

また、村民の皆様にヤングケアラーの理解を深めていただくために、@ I n f o C a n a l、広報紙、ホームページなどを活用しながら、ヤングケアラーに関する分かりやすい周知を実施していきます。

さらに、要保護児童対策地域協議会を構成する様々な機関と必要な情報交換、連携を図りながらケースの管理を行ってまいります。具体的には、ご家庭への多種多様な関係機関による定期的な訪問や、学校等へのモニタリングの実施、必要に応じた個別ケース検討会議を開催し、どのような支援、どのような関係機関の関わりが必要なのかを協議し、決まった支援プランに沿って継続的な支援を図ってまいります。

あわせて、必要に応じた子ども食堂への案内やフードバンクの提供、次年度から新たに実施予定であるホームスタート事業などのサービス提供へとつないでいきたいと考えております。また、必要な支援を提供するためには職員のスキルアップが必要不可欠であると考えます。今後は、ヤングケアラーの研修会への参加や県が作成する支援マニュアルを基に関係機関との勉強会を開催するなど、人材育成の場を設けていきたいと考えております。

○議長（真船正康君） 3番鈴木修君。

○3番（鈴木 修君） 今後、村独自で実態調査を実施しながら支援体制を構築していただけたということでした。

村は、第2期子ども・子育て支援事業計画にもヤングケアラーに対する支援がうたわれています。どうぞよろしく申し上げます。ヤングケアラーと認識している子どもたちは、どこに助けを求めているのかすらも知らないケースもあります。ストレスも大きいと思います。一刻も早い実態把握が必要かと思えます。

担当課は承知のことと思いますが、以前、国は大きく4つの支援策をうたっております。1つ目が早期把握です。2つ目が相談支援です。そして3つ目は家事・育児支援です。4つ目として介護サービスの提供と言っています。一つ一つの具体内容は省略しますが、村として担当課だけの問題ではありません。教育委員会をはじめ関係機関、関係団体、さらには地域がヤングケアラーに対する理解を深めていくことが必要であります。ぜひ今まで以上にヤングケアラーの子どもたちに対する支援策強化を構築していただければと思います。

以上で児童福祉についての質問は終わります。

それでは次の質問に入ります。

質問の第2として、中学校における休日の部活動の地域移行について伺います。

平成30年にスポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」と文化庁が策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で、これを全面的に改定して、昨年12月に両庁が、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を公表しました。そこには、地域移行達成時期を令和5年度から3年間としていた中学校部活の地域移行期間を見直し、令和5年度から3年間は「改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期実現を目指す」と改めました。

そしてまた、先日の新聞報道を見ますと、福島県と県教育委員会は、今年6月に指導者のやりくりや生徒の移動手段の確保などの悩みを共有し、解消につなげるための協議会を設立することとのこととあります。協議会は、市町村や関係団体とで組織して、地域ごとの課題を洗い出して、実情に即した支援を探るといった内容でありました。

このように、県も地域移行の支援に向けて動き出していますが、現時点で、当村における中学校における休日の部活動の地域移行についてどのように考えているのか最初に伺います。

○議長（真船正康君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） 3番鈴木修議員の一般質問にお答えいたします。

現時点での西郷村における中学校の部活動の地域移行につきましてお答えいたします。

令和2年9月に国から、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革の方針として、令和5年度以降に休日の部活動を段階的に地域に移行すると示されてから、2年半が経過しました。

学校部活動は、教育活動の一環として、授業とは異なる集団での活動を通じ、人間形成の機会、そしてまた多様な生徒の活躍の場として非常に重要な意味を持つもので

あります。しかし、この部活動は教員の献身的な取組によって支えられている現状があり、また本村におきましても、少子化、教員数の減少により、やりたい部活がないなど、生徒のニーズに応えることができない状況も出始めております。

こういった種々の問題を解決し、多様かつ持続可能なスポーツ・文化芸術活動の機会を確保していくために、新たな仕組みづくりの検討が必要であると認識しているところでございます。議員おただしのとおり、昨年12月に示されました「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」により、令和5年度から3年間は改革推進期間とすると移行期間の見直しが図られたところでございますが、本村におきましては、遅滞なく積極的に検討を行ってまいりたいと考えております。

○議長（真船正康君） 3番鈴木修君。

○3番（鈴木 修君） 再質問します。

ただいまの答弁ですと、移行期間の見直しがあったから、これから遅滞なく積極的に検討するとの答弁ですが、当初の地域移行が示されてからその間、現在まで、教育委員会内部では何の議論も検討もしていないということでしょうか、伺います。

○議長（真船正康君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） お答えいたします。

何の議論も検討もしないということではございません。今後の検討の進め方について、教育委員会内において、学校教育課、生涯学習課での間ですり合わせを行ったり、また、校長会において話題として取り上げ、国の示す方向性、本村の現状などについて情報共有を行ってきた経緯はございます。しかし、具体的な方策の検討という意味ではまだこれからというところでございます。

○議長（真船正康君） 3番鈴木修君。

○3番（鈴木 修君） 今の答弁を聞きますと、検討するための検討を行っているような感じがしました。分かりました。

この部活動の地域移行については、中学校の保護者はじめ、関係団体や地域の方々に関心と不安がありますので、教育委員会の考えなどを様々な媒体を活用して情報を発信していくべきかと思えます。

既に、部活動の地域移行に関する報道がなされている状況でございます。タイムリーな情報発信を教育委員会は念頭に置いておくべきかと思っておりますが、いかがでしょうか、伺います。

○議長（真船正康君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） お答えいたします。

例えば、まずは生徒、保護者にアンケートを行うなどして、今後の取組についてお知らせをしていく、そして生徒、保護者のニーズを把握していく、そういった方法もあろうかと思えます。今後、村としての方向性がお示しできるようなものができれば、積極的に情報発信をしてお知らせしてまいりたいと考えております。

○議長（真船正康君） 3番鈴木修君。

○3番（鈴木 修君） 生徒、保護者のアンケートも、それもいいでしょう。今の答弁ですと、村として方向性が決まってから情報発信すると、それは当然だと思っております。それだけの情報発信ではなく、例えば、村として中学校の休日部活動の地域移行に向けての検討がいつから始まりますよとか、このような目的で部活動の地域移行を検討しますとか、そういったことを、村民、地域への情報発信があってもいいんじゃないかなと思っております。

先ほど私がタイムリーな情報発信ということをお願いしたと思いますが、例えば、国・県が国民、県民に関わる情報を発信したら、報道が流れれば、今度は村民は、我が村はどうなんだろう、どう考えているんだろう、どのように取り組んでいくんだろうとか、不安に思うこともあるかと思えます。そこで、村として第一報を発信する、それが村民目線の情報発信だと思っております。決定事項だけの発信ではなく、その辺も考えてタイミングよく発信していただければと思います。

それでは次の質問に移ります。

最初の答弁でも触れていましたが、中学校の休日の部活動の地域移行が進む背景には、主に少子化と教員の働き方改革の2つの背景があると言われております。中学校の生徒そのものの数が減っているため部員が集まらないとか、また、チーム当たりの人数が多いスポーツではやりたいスポーツができないといった状況も考えられます。

そんな中でも、複数の学校が地域スポーツクラブなどに集まって部活動をするといった形で、生徒数の減少から部活動の減少を改善することが目的の一つと言われております。

もう一つは、教員の働き方改革で、部活動の指導を兼務している教員は長時間労働となりがちで、さらに休日でも練習で指導を行う。教員にとっては大きな負担を感じるということです。そこで、教員の働き方改革の一環として、部活動の地域移行につながってきているとのことでもあります。教員がより授業へ注力しやすい環境をつくるのが大切だというような形だそうです。

このような少子化による部活動減少改善や教員の負担軽減につながれるのが部活動の地域移行だそうです。当村も、中学校3校ありますが、やりたい部活動が休部になっているとか、人数的に部活動の継続が困難とか、そういうことが地域移行により改善されるのかなと思っております。

しかし、メリットばかりではありません。学校外へ移行するわけですから、部活動についての変化する事柄も多く、それに伴っての課題もあると思います。例えば指導者等の人材確保や移動手段の確保、家庭の費用負担等、様々な課題があるはずですが、先ほども触れましたが、県として地域ごとの課題を洗い出して実情に即した支援策を探っていくということですが、それでは、当村において、休日の部活動の地域移行に向け課題の洗い出しは行っているのか、また、行っているとすればどのような形で課題を洗い出しているのか伺います。

○議長（真船正康君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） お答えいたします。

課題の洗い出しを行っているのかというおたただしですが、具体的な検討はこれからというところがございます。現在、地域移行の進め方を検討しておりまして、目的、運営方針、運営方法について検討する運営に係る検討委員会の立ち上げを進めております。この検討委員会により、学校、保護者、村関係機関、スポーツ少年団などの各種競技団体も含め広く意見をいただきながら、本村におけるニーズ、課題の分析を行ってまいりたいと考えております。

○議長（真船正康君） 3番鈴木修君。

○3番（鈴木 修君） ただいまの答弁ですと、課題の洗い出しは行っていないと、そして今後運営に係る検討委員会を立ち上げるといってございまして、それでは、教育委員会として捉えている、休日の部活動の地域移行に向けて想定している課題はどのような課題があるか伺います。

○議長（真船正康君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） お答えいたします。

先ほど議員のご質問の中にございましたとおり、指導者の確保が可能かという点、それから、例えばどこかで各学校が集まって活動しようとした場合、その交通手段はどのようにするのかという点、活動参加費用負担をどうするのかという点、このほか、中体連の大会への地域クラブとしての参加がどのような形で担保されていくのかなど、様々な課題が想定されます。

今後、検討委員会において本村における具体的な課題の把握を行い、可能な限り、子どもたち、保護者にとってニーズに合った、満足いく、そして持続可能な部活動の形について検討してまいりたいと考えております。

○議長（真船正康君） 3番鈴木修君。

○3番（鈴木 修君） 検討委員会で課題を上げて検討するというのもいいでしょう。答弁いただいた想定する課題でも数多くあります。私は、教育委員会が自らクリアしていかなければならない課題と、保護者、関係者、地域と連携して解決しなければならない課題と分けて考えれば、教育委員会自ら解決できるものは今からでも積極的に検討を進めるべきだと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは次の質問に移ります。

地域移行に向けた文科省のモデル地区として、令和3年度と令和4年度の2年間、県内で唯一採択されている会津若松市は、同じ種目の部活動に所属する複数校の生徒が、週末に、市内の競技組織団体に所属する指導者から指導を受ける合同練習会を実施しているそうです。現在では9種目が対象で、来年度は14種目に拡大する方針だそうです。そして、国の助成制度を活用しながら、各学校との日程調整などを担うコーディネーターの配置を検討しているようです。

会津若松市教育委員会が練習会の形で地域移行を進める主な理由はやはり生徒の減少で、直近3年間では、市内中学校6校で6つの常設運動部が休部もしくは廃部になったとのことで、合同練習会の機会を拡大すれば、各校で部活動を維持したまま生徒が好きな種目に打ち込める利点があると言っております。

県は、会津若松市の取組は新たなモデルケースとして他の市町村の参考になると言っていますが、我が村にとって参考になるところは参考にさせていただいて結構ですが、反対に、当村が同じような状況に置かれている他の町村のモデルになるような、西郷モデルとしての地域移行が確立できれば素晴らしいことだと思っております。

そこで、新たな地域クラブ活動への移行に向けた環境整備はどのように進めていくのか、方針、取組内容、スケジュール等について伺います。

○議長（真船正康君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） お答えいたします。

本村における今後の具体的な方針、取組内容、スケジュールにつきましては、次年度実施予定の検討委員会での検討によるところとなりますが、議員おただしの会津若松市の取組も非常に参考になる事例でございます。この事例には、市町村教育委員会が運営主体となっているものでありますが、地域クラブの活動の運営主体をどうするかという点ではいろいろ選択肢がございます。総合型地域スポーツクラブがある場合はこれを受皿としていくパターン、それから、民間のクラブ等を運営主体とする単一団体型などもございます。

これらは既存の活動団体に運営を担っていただく考え方になってはいますが、本村ではこういった活動が非常に盛んでありますので、こういった方々の活動を生かしながら進めていくことも視野に、できるだけスムーズに部活動の地域移行ができるように検討してまいります。

スケジュールといたしましては、令和5年度内に、検討委員会を経てその方向性を示してまいりたいと考えております。

○議長（真船正康君） 3番鈴木修君。

○3番（鈴木 修君） 具体的な方針、取組、スケジュール、全て令和5年度に検討委員会を発足してからだということですね。

それでは、教育委員会としては、中学校のこの休日の部活動の地域移行を何年までに行おうとしているのか伺います。

○議長（真船正康君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） お答えいたします。

国の示す改革推進期間が令和5年度から令和7年度までの3年間となっております。本村におきましては、遅くとも令和8年度を目標に、土日の部活動が地域移行できるよう検討、準備、そして移行可能なものについては、できるところから順次改革を進めてまいりたいと考えております。

○議長（真船正康君） 3番鈴木修君。

○3番（鈴木 修君） 令和8年度を目標にするということでした。ぜひ、西郷村が他の同じ規模の自治体のモデルとなるような地域移行が確立できればと思っております。

1か月ぐらい前のまた新聞報道になってしまいましたが、福島民報新聞に、部活動に詳しい関西大学の神谷教授の地域移行の記事が掲載されておりました。

すと、本来、どうやって子どものスポーツ活動、文化活動を保障していくかが議論の出発点であり、学校と地域で子どもを育てるところに立つことが大切だと言っております。

子どもたちのスポーツ・文化活動の保障と地域連携が大切なのですから、保護者や地域関係団体に理解と協力をいただくためにも積極的に情報発信を行っていただくことをお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（真船正康君） 3番鈴木修君の一般質問は終わりました。

次に、通告第2、1番鈴木昭司君の一般質問を許します。1番鈴木昭司君。

◇ 1 番 鈴木昭司君

1. 福島県営農再開支援事業について（原子力災害対策）
2. 西郷村のスマートフォン・携帯電話等の通信エリアについて

○ 1 番（鈴木昭司君） 1 番鈴木昭司です。

通告に従いまして一般質問のほうを行わせていただきます。

福島県営農再開支援事業についてということで、東日本大震災が発生してから、今月の 11 日で 12 年という月日がたちます。被害に遭われた方々にはお見舞い、そしてお亡くなりになられた方々に心より謹んで哀悼の意を表します。

福島県におきましては、重ねて原子力災害という大変な事態に直面しております。いまだに帰宅困難な地域もありますが、西郷村におきましては、先人たちや現役世代の人たちの努力のおかげで除染作業等を行っていただき、日常生活を取り戻すべく、様々な業種で少しずつ前進しているのだと思われまます。

西郷村の農業分野におきましては、農地除染を行ったエリアもございしますが、水稻の圃場、いわゆる水田の場合は、放射性物質吸収抑制資材として、当初は塩化カリを 10 アール当たり 20 キロ、現在は 10 アール当たり 10 キロの散布の対策を行っております。

質問の 1 番目ですけれども、令和 5 年度の西郷村におけるこの事業の事業目的のほうを伺います。

◎休憩の宣告

○議長（真船正康君） ただいま 1 番鈴木昭司君の一般質問の途中でありますが、これより午前 11 時 20 分まで休憩いたします。

（午前 10 時 58 分）

◎再開の宣告

○議長（真船正康君） 再開いたします。

（午前 11 時 20 分）

○議長（真船正康君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

1 番鈴木昭司君の一般質問に対する答弁を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） 1 番鈴木昭司議員の一般質問にお答えいたします。

質問第 1、原子力災害対策福島県営農再開支援事業についての質問事項 1、令和 5 年度の西郷村における事業目的についてお答えいたします。

東京電力福島第一原子力発電所の事故後、村の基幹作物であります水稻につきましては、平成 23 年産は市場から隔離となり、その後、営農活動再開につなげるべく、農地除染と併せて、当事業であります放射性物質吸収抑制対策として本事業を実施してまいりました。栽培されたお米は全量全袋検査を実施し、現在はモニタリング検査に移行しておりますが、対策と検査の二重に及ぶ安全対策を行っております。消費者へ安心・安全な農産物を届け、風評払拭を図り、現状、全国平均を下回る価格で推移する米価を本来の価格で消費者に受け入れてもらうための地道な活動の一つだと考えております。

農業者の皆様方には大変なご苦勞をおかけしておりますけれども、長年にわたり事業にご理解、ご協力をいただいているところでございます。

○議長（真船正康君） 1番鈴木昭司君の再質問を許します。1番鈴木昭司君。

○1番（鈴木昭司君） ただいまの答弁では、安心・安全な農作物の風評払拭、本来の価格で消費者に受け入れてもらうための地道な活動ということで理解はしました。ただ、やはりこの事業目的、農産物だけじゃなくて最近では海産物のほうとかもあって、我々農家はこういった地道な活動をもう10年以上続けているというのを、すごく長い期間だなというふうに思っていますけれども、今後も続けていかなきゃいけないのかなと思うと少し寂しい気持ちもございます。

次の質問ですけれども、令和5年度の西郷村における今度は事業内容のほうをお伺いいたします。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

令和5年度の西郷村における事業内容についてでございますけれども、稲は、土壌中のカリウムの濃度が低いと放射性セシウムを吸収してしまいます。対策といたしまして、作付前に土壌100グラム中に交換性カリ含有量が25ミリグラム以上となるようにカリ資材を施用した上で、通常の肥料を施用することが有効であるとされております。村でも11年間にわたって塩化カリの追加散布を行ってまいりましたが、本年度の土壌調査の結果、カリ濃度の低い地点がございましたので、令和5年産米の生産においても塩化カリを10アール当たり10キロ施用するものでございます。

2月20日に開催いたしました塩化カリ配布説明会におきましては、放射性セシウム吸収抑制対策として、稲わらのすき込みや堆肥の施用も有効であると県南農林事務所より技術的指導を受け、水稻農家の皆様へは周知をしたところでございます。

○議長（真船正康君） 1番鈴木昭司君。

○1番（鈴木昭司君） 塩化カリの濃度が低い地点があるということで10アール当たり10キロを、これ、当初は20キロということだったんですけれども、最近はまだここ数年ずっと10キロということで変わらない事業内容になっているのかなと思っております。

再質問なんですけれども、私、去年の予算の資料を見ますと、今年度の予算額は2,231万2,000円、前年度のほうは1,207万2,000円ということで1,000万円以上の差額があるんですね。これはどのような要因があってこんなに、1,000万円以上も変わるのかお伺いいたします。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

日本で使用される化学肥料の大半は海外から輸入されており、特に塩化カリにつきましては、原料となるカリウム鉱石の多くがカナダ、ロシア、ベラルーシ産でございます。現在、ロシアによるウクライナ侵攻など、国際情勢により化学肥料が非常に高騰しておりまして、前年度から単価が2.5倍以上となるなど、予算も大幅に増額と

なっているところでございます。

○議長（真船正康君） 1番鈴木昭司君。

○1番（鈴木昭司君） 2.5倍以上に跳ね上がっているということで、これは塩化カリだけじゃなくて普通の肥料等もずっと上がっている雰囲気なので、なるほど分かりました。それで理解をいたしました。

西郷村の水稲農家は、10年以上の長い期間、放射性物質吸収抑制対策として塩化カリの散布を行ってまいりました。令和5年度も行う予定です。農産物を育てる上で重要な土壌の中に含まれる肥料の三要素として、窒素、リン酸、カリというのが基本的な三要素となっております。作物の種類によってはこの三要素のバランスがすごく重要視されております。我々農業者の仲間からも、土壌中のカリの要素というのが、10年以上にわたって散布されているわけですから、過剰になってしまうんじゃないかというような、すごく心配な声が上がっております。

そこで、西郷村における福島県営農再開支援事業の今後のスケジュールを伺いたいと思います。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ご質問にお答えいたします。

今後のスケジュールについてでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、稲は、土壌中のカリウム濃度が低いと放射性セシウムを吸収いたします。本年度の土壌調査の結果、カリ濃度の低い地点がありましたので、令和5年産米の生産につきましても塩化カリを施用し、不安要素を拭いていきたいと考えております。

また、塩化カリの施用量と食味に関する試験をしておりますが、食味の低下は見受けられず、栃木県、茨城県の黒ぼく土水田でも同様の試験が行われましたが、食味への影響はなかったという報告がなされております。

今後も土壌調査を実施するとともに、その結果によりカリ濃度の低い場合は塩化カリの施用を推奨し、散布へのご理解とご協力をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（真船正康君） 1番鈴木昭司君。

○1番（鈴木昭司君） 食味の低下とかもないということで、今のところ、そういった危険な感じはないのかなというふうに思いますけれども、今後も土壌調査を実施していくということで、しっかりとした調査をしていただいて、村のどのポイントで高くなったりとか低くなったりとかというのはあるとは思いますが、そういった部分をしっかりと調査して今後の対応というのをやっていただいて、しっかりとしたスケジュールをつくっていただきたいというふうに思っております。

この土壌のカリの要素が過剰になって悪影響というのが心配されております。塩化カリの必要性と、今、安全性というのを答弁のほうで伺ったんですけれども、これを農家の方々に周知を行うということを再確認、また再認識していくということで、非常に重要なことになっていくのかなというふうに私自身は思っております。

それで、こういった周知のほうを西郷村としてはどのように考えていくのかお伺い

します。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ご質問にお答えいたします。

農家の皆様への心配や不安などの払拭には、議員のおただしのとおり、塩化カリの散布の必要性和安全性の周知を通しまして再確認、再認識をしてもらうことが大切なことだと考えております。この事業の目的達成のためには皆様方のご理解がなければ進めることができませんので、そのために福島県農業振興普及部や関係機関と連携し、説明会などを通して農家の皆様へ理解が図られるよう事業の周知をしてまいりたいと考えております。

○議長（真船正康君） 1番鈴木昭司君。

○1番（鈴木昭司君） 毎年、塩化カリの説明会を行っていますので、そのときでもいいですし、また、そのときじゃなくても、やはりこういった周知というのを随時行っていただきたいというふうに思っております。

冒頭で、東日本大震災が発生してから今月11日で12年という月日がたちますというお話をいたしました。が、原発事故が発生してからもほぼ同じ月日がたっております。西郷村の営農に関わるほとんどの人たちは、詳しい知識もないまま、放射性物質吸収抑制対策として、福島県営農再開支援事業で塩化カリの散布を行ってきました。

平成24年、また平成25年度の散布代金のほうですね、それは支払いというのは行われてきましたけれども、平成26年度以降から、農畜産物損害賠償請求というのをしている一部で未払いとなっており、平成27年度以降は、そのほとんどが未払いとなっております。もう既に散布代金の損害賠償金を頂けないままお亡くなりになった方や、また、農業を離農された方というのが本村にもたくさんおります。私自身、議員にさせていただいてから、予算・決算の説明会のときにこの塩化カリの話題が出るたびに何度か、この問題に対して早期解決をお願いしてきたわけですが、まだその願いは届いていないようでございます。

福島県営農再開支援事業の西郷村の営農者に対する農畜産物損害賠償請求の進捗状況をお伺いいたします。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

福島県営農再開支援事業の西郷村の営農者に対する農畜産物損害賠償請求の進捗状況ということでございますけれども、当該事業で行います塩化カリ配布に対しましては、営農者の皆様方に散布をご協力していただいた場合、東京電力からは、放射性物質吸収抑制対策といたしまして塩化カリ配布散布に対する賠償、年によって多少の違いはございますけれども、10アール当たり三千数百円程度の賠償がなされることとなっております。

賠償の請求事務につきましては、農家個人ではなく、塩化カリを配布する業者が配布先の農家の分を取りまとめて東京電力に請求するということとなっておりますけれども、一部の業者においては、その請求事務が滞っているという話を受けております。

業者への聞き取りによりますと、東京電力への請求は令和元年度分までは行っているというようなことですが、請求後の中身の精査と差し替え処理のやり取りなどが発生し、請求には必要な書類が全て整わないとその年度の賠償がされないといった状況であり、遅れているというような話を聞いているところでございます。

議員のおただしのとおり、一部の業者が扱った多くの農家の方につきましては、平成27年度以降、散布に対する賠償がなされていないというところを確認したところでございます。

○議長（真船正康君） 1番鈴木昭司君。

○1番（鈴木昭司君） 私もその業者の方から、令和元年度までは2月か3月に請求の予定で、そこまでは進んでいるというお話は私のほうも資料をもらって伺っているところでございます。

令和2年7月に設立されました白河地方農業振興推進協議会というのがございますけれども、これは県、JA、あとは白河管内の市町村で構成されている協議会というふうに認識しておりますけれども、この協議会を中心として、国とか東京電力に問題解決に向けた働きかけを行うような取組ができないのかお伺いいたします。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ご質問にお答えいたします。

白河地方農業振興推進協議会につきましては、夢みなみ農業協同組合と白河地方の各市町村及び関係機関の間で情報を共有し、白河地方の特性を生かした農業振興を図ることを目的として設立された団体でございます。白河地区農業振興の調整、JA夢みなみ、白河地区の農業振興計画の策定、計画遂行のための研修会の開催等の事業を行っております。事務局は夢みなみ農業協同組合で行っておりまして、専任職員はございませんので、直接、請求事務に携われるものではございませんが、原発事故により置かれている農業者の窮状や、東京電力への請求事務の簡素化などの働きかけ等については、意見を述べていくことは可能だと考えております。

○議長（真船正康君） 1番鈴木昭司君。

○1番（鈴木昭司君） 研修会等、以前も一般質問でそのワードが出てきたように記憶しております。私、そのとき、研修会とかをやっている場合じゃないですよ、真剣に地域農業のことに對して取り組んでくださいということで村長にもお話しした記憶がございます。ここまで時間が経過していると、本来であれば、この白河地方農業振興推進協議会というのが、やはり国や東電に対して陳情やお願いをしていくような組織なのではないのかなというふうに思っておりますが、その部分に関して村長から答弁のほうをお願いいたします。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 1番鈴木昭司議員のご質問にお答えいたします。

白河地方農業振興推進協議会は令和2年7月に設立しました。私も、設立当時、参加しております。

先ほど課長が申し上げましたが、白河地方農業振興推進協議会は、白河地方の特性

を生かした農業振興を図ることを目的として設立された協議会でありまして、東電への賠償事務に対して何か支援や援助を行えるというものではございませんが、しかしながら、議員おただしの件については、市町村会や協議会に情報を発信し協議をして対処していきたいと考えております。

○議長（真船正康君） 1番鈴木昭司君。

○1番（鈴木昭司君） 大きい組織で国とか東電とかにただしていくというのがすごく重要なことだというふうに思っております。また、この協議会、毎年、村から10万円もの負担金を出して構成している協議会だというふうに私自身思っていますので、しっかりと対応していただきたいなというふうに思っております。

この福島県営農再開支援事業に関しましては、村の職員の方々も多くの時間と労力を費やして業務に当たっていると思われませんが、この福島県営農再開支援事業に関しての労務費、また事務経費等というのは、村として東電のほうに請求をしているのか伺います。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ご質問にお答えいたします。

当該事業につきましては福島県の補助事業という内容でございまして、資材分につきましては全額補助となっておりますが、労務費等につきましては補助の対象経費には含まれておりません。また、東京電力への直接請求等は行ってございません。

○議長（真船正康君） 1番鈴木昭司君。

○1番（鈴木昭司君） 福島県の全額補助ということで、そこに労務費や経費が含まれていればよいのですが、長年の月日をかけて行っている事業なので、そういうのが含まれていないというのであれば、やはりしっかりとした調査と対応が必要だと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ご質問にお答えいたします。

労務費等の直接請求につきましては、塩化カリ配布業務に携わった労務時間などを調査し、今後、東京電力と協議を図ってまいりたいと思っております。

○議長（真船正康君） 1番鈴木昭司君。

○1番（鈴木昭司君） 東電と協議を行っていくということですので、その部分に関しては、10年以上遡っていろいろとやっていくのもまたこれ大変な作業だとは思いますが、ぜひしっかりと対応していただきたいというふうに思いまして、この1番目の質問を終わりにします。

2番目の質問です。

西郷村のスマートフォン・携帯電話等の通信エリアについてということで、西郷村は面積は、約192平方キロメートルと、かなり広大な面積を保有しております。隣接自治体には白河市、天栄村、下郷町、また栃木県那須塩原市、那須町があります。生活圏の標高は約400メートルから600メートルということで、私なりに少し調べてみました。もし間違いのほうがありましたら訂正しますので、よろしく願います。

たします。

新白河周辺のように都市化されたエリアと、自然を身近に感じることができる山間部というふうに、この西郷村は大別することができます。住宅地のエリアに関しても、少し山沿いのほうに行ったり県境のほうに行ったりすると、モバイル通信、いわゆる携帯電話等の電波がすごく弱くなって、使用ができなくなってしまうというエリアがこの西郷村の中にもたくさんあります。近年、このスマートフォン、また携帯電話等が物すごいスピードで進化を遂げているのも皆さんご存じだと思います。これからまだまだこの分野は進化をし続けるんだなというふうに思っております。

そこで質問の1番目なんですけれども、村内のモバイル通信エリア拡充の進捗状況というのを伺いたします。

○議長（真船正康君） 企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（伊藤秀雄君） 1番鈴木昭司議員の一般質問にお答えします。

質問第2、西郷村のスマートフォン・携帯電話等のエリアについての1点目ということで、村内のモバイル通信エリア拡充の進捗状況ということでございます。

まず、モバイル通信エリアとは、一般的には、主要通信事業者でありますNTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイルの4社でカバーできる、LTE回線等が使用可能なエリアを指す言葉であると理解しております。本村では、各社発表のカバーエリアを確認すると、住宅地につきましては、いずれかの通信事業者提供の回線での通信が可能になっていると認識しておりますが、議員おただしのとおり、山沿い等では通信ができない状況にある地域が存在しているのも現状でございます。

進捗状況ということでございますが、村内では、伐採を伴う山林での基地局整備ということは、平成23年度に甲子地区で1件あるのみとなっております。直近では、電波状況の悪い住宅地の環境改善のために、周辺の農地を転用して基地局が整備されるようになってきておまして、令和3年度には長坂地区や羽太地区など6件、令和4年度には由井ヶ原地区や馬場坂地区などで7件の農地転用の許可申請がございまして、整備が進められてきているところでございます。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 1番鈴木昭司君。

○1番（鈴木昭司君） 直近で6件、7件というふうな申請がされているということで、少しずつですけれども、そういった整備がされているのを理解いたしました。

西郷村では、@InfoCanalの導入を行い、行政サービスの向上に努めているさなかだと思っておりますが、同時に、このモバイル通信エリアの拡充は今後も絶対に必要だというふうに思いますので、各行政区や村民の方々、また山岳部のエリアに多く足を運ぶ村の猟友会の人たちなど、そういった方々の意見を取り入れながら、このモバイル通信エリアのインフラ整備というのをやる必要があるというふうに思っております。

そこで、村長のお考えを伺いたいというふうに思っております。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

行政区長や村民等の意見を取り入れてインフラ整備ということのお話でございますが、急速に発展しているデジタル技術の中で、それらの技術を活用するためには、情報通信ネットワークに接続していることが前提にあるというのがほとんどであります。

そのため、住宅地域の通信環境について、具体的にどこの地域でモバイル通信の状況が悪いのかということ把握するため、各行政区長や村民の皆様にご意見をいただき、その結果を各通信事業者と情報共有して、基地局整備の参考となるようにすることで通信がしづらい環境の解消につなげられることと思ひ、そのように進めてまいります。

○議長（真船正康君） 1番鈴木昭司君。

○1番（鈴木昭司君） 西郷村では、村立の小・中学校に対しまして、ICT環境整備事業として、1人1台のタブレット端末機というのを整備して授業等で活用されております。また、西郷村のライブカメラ等、私、前に一般質問でさせてもらいましたけれども、これがスマートフォンで見られるようにもう既に改善はされております。また、こういった様々な分野でこういった通信の技術というのが期待されると思われまひ。

質問の2番のほうなんですけど、教育、防災など多様性が期待されるモバイル通信ということですけども、村としての今後の取組、また将来像というのがあればお伺ひしたいと思ひます。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 西郷村の取組あるいは将来像ということではありますけど、モバイル通信を利用したものとして将来的に実現させていきたいと考えているのは、開庁時間内に役場へ来庁することが難しい方向けに、スマートフォン等の端末を利用してオンラインでの申請が可能な手続について整備すること、開庁時間を気にせず、24時間オンラインでの問合せに対応できる自動応答サービスを整備すること、また、子育て分野で、母子健康手帳や予防接種記録等がまとめて管理できるデジタルこども手帳の導入や、防災分野で、消防団や猟友会が検索で山間部に入ったときに自分の位置情報を地図上で現在より正確に把握できるようなシステム、災害発生時に各地へ職員や消防団員を派遣して被害状況を写真や動画をアプリケーション内の地図に登録すると、災害本部では現場に行かなくてもリアルタイムで被害状況を確認して次の指示を出せるようなシステム、福祉や介護分野でも活用できるようなシステムなど、先進的な事例等の情報を集めて導入していきたいと考えております。

あわせて、スマートフォンやタブレットなどの情報端末を購入したものの操作が分からない高齢者の方向けの操作講習会を開催するなど、デジタル環境の利用促進を図っていきたくて考えております。

○議長（真船正康君） 1番鈴木昭司君。

○1番（鈴木昭司君） 今、村長のほうから様々な提案というか将来像というのをお聞きできました。

ただ、今の状況というかこの時代というのが、デジタルに移行していく非常に複雑な時代というか、できる人はいろいろすぐできてしまうけれども、なかなかそこにつ

いていけない、できないという方もたくさんいると思います。私もそんなに詳しいほうではないので、いろいろと進んでいけばやはり講習会などを活用するようになっていくのかなというふうに思っております。すぐに全てのことに対応できるとは私も思いませんけれども、少しずつやはり村もそうやって進化していただければなというふうに思っております。

国もデジタル庁とかございますし、近い将来、建設業、また農業、福祉等の現場でも活用される技術だと思っております。現在の段階では、どの市町村でも都市部のインフラ整備が優先されて、山間部の整備が遅れがちになっております。人が居住している地域においては、都市部も山間部も平等にこのモバイル通信網の整備というのが今後不可欠になってくるのかなというふうに思いますし、整備への働きかけをお願いしていただきたいというふうに思いますが、見解を伺います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

自動車の自動運転機能やスマート農業等のデジタル技術が発展してきている現在、今後、さらに様々な業界で情報通信を活用する機会が増えてくることが予想されます。その中でもモバイル通信ネットワークについては、広く普及しているため活用される機会はますます多くなると思います。

ただ、環境整備をする通信業者からすれば、費用対効果を考えて、どうしても利用者の多いことを見込まれる都市部の環境整備が優先されてしまうのが現状だと、議員も考えているように私も思います。

そこで、先ほど答弁させていただきましてとおり、全ての村民がモバイル通信ネットワークを利用できるよう、いただいた意見を反映させて環境整備が進んでいくように働きかけをしてまいりたいと考えております。

○議長（真船正康君） 1番鈴木昭司君。

○1番（鈴木昭司君） 働きかけのほうをお願いしたいと思います。

自動車の自動運転、こういったのもありますし、また、今回の予算にスマート農業ということで予算も計上されておりますし、様々な分野でこのモバイル通信網はこれからどんどん進化していくのだなというふうに思っております。農業分野とか建設業分野に関しましては、やはり山間部での仕事というのが都市部よりも今後増えていく可能性もございますので、こういった通信網のインフラ整備というのを村のほうからも通信事業者等に強く働きかけをお願いいたしまして、それを願ひまして、私の今回の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（真船正康君） 1番鈴木昭司君の一般質問は終わりました。

次に、通告第3、9番真船正晃君の一般質問を許します。9番真船正晃君。

◇ 9 番 真船正晃君

1. 少子化対策について
2. 家族旅行村及び温泉健康センターについて

○ 9 番（真船正晃君） 9 番真船正晃。

通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず、少子化対策についてお伺いしたいと思います。

先日の報道で、厚生労働省は2月28日、2022年の国内の出生数を速報値であります。前年比5.1%減の79万9,728人だったと発表されております。80万人割れは統計を取り始めた1899年以来初めてで、2017年の推計では80万人割れを2033年としており、想定よりも11年も早く少子化が進んだということになります。

これは、新型コロナウイルスの感染拡大で、2020年、2021年の婚姻件数の減少が影響したというような意見もありますが、少子化が進みますと、将来の働き手の減少をもたらし、それが経済の縮小につながり、それがまた社会保障制度の維持が難しくなるというような大きな問題となっております。このような社会情勢の中で、我が村の少子化、そして高齢化の状況と今後についてお伺いしたいと思います。

まずはじめに、人口の推移についてお伺いいたします。

○議長（真船正康君） 企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（伊藤秀雄君） 9番真船正晃議員の一般質問にお答えします。

質問第1、少子化対策についての1点目、少子高齢化の状況と今後についてということでお答えします。

2020年国勢調査の結果で本村の人口は2万808人となり、いまだ人口の増加が続いている状況ではございますが、第2期西郷村まち・ひと・仕事創生ビジョンにおける将来人口の基本推計では、本村の人口は2020年をピークに減少に転じ、2040年には1万8,000人、2060年には1万6,000人を下回る推計となっております。

日本の人口は減少局面を迎え、2065年には総人口が9,000万人を割り込むとされており、本村においても同様に人口の減少は避けられない状況でございます。

以上でございます。

◎休憩の宣告

○議長（真船正康君） それでは、ただいま9番真船正晃君の一般質問の途中でありますが、これより午後1時まで休憩いたします。

（午後0時00分）

◎再開の宣告

○議長（真船正康君） 再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（真船正康君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

9番真船正晃君の一般質問を許します。9番真船正晃君。

○9番（真船正晃君） 続いて、児童・生徒の推移というようなことをお聞きしたいんですが、今答弁していただきました中身でやはり気になるのは、今のところ人口も増えていると。村内の状況を見ましても、あつという間に久しぶりに行くと新しい家が建って、もうそこに既に住んでいらっしゃるといふようなところがいっぱいあります。

したがって、大勢の方が西郷に家を建ててお住まいになっていただいている、そのおかげで今のところは総人口が減ったりというところではないようでありまして、いずれは減っていくのは当たり前のことです。推測でいきますと、2040年には1万8,000人というような答弁でございました。少しでもそれらを減らすといひますか、要は人口減少にならないようにするためにも、やはり少子化対策しっかりとやっていかなければならないというふうに思います。

次に、将来の村を背負ってくれる児童・生徒の推移、併せまして高齢化、私らも高齢者になりますけれども、高齢化率の推移もお聞きしたいと思ひます。

○議長（真船正康君） 企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（伊藤秀雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

村内の小・中学校児童・生徒数の推移を見ますと、10年前、2012年に1,786名でありました児童・生徒数が、毎年、減少傾向ということでありまして、現在、2022年ですが、1,698名まで減少してきております。今後の推計におきましても児童・生徒数は引き続き減少していくと。それで、2030年までには1,469名に、下回っていく推計となっております。

このことは、年齢三区分別人口、いわゆる年少人口、生産年齢人口、老年人口の割合からも同様に確認することができます。西郷村の総人口に占めるゼロ歳から14歳までの年少人口の割合につきましては、2022年国勢調査の結果では13.7%となりましたが、2015年の国勢調査の14.4%と比べますと0.7ポイント減少しております。将来推計におきましては、2060年に全体の6.7%まで減少すると見込んでおります。

次に、老年人口も併せてよろしいですか。少子化の進行に反比例するように、65歳以上の老年人口の割合は年々増加しておりまして、2022年国勢調査の結果では25.4%となりましたが、2015年の国勢調査の22.4%と比較しますと3.0ポイント増加ということで、さらに将来推計におきましては、2060年には全体の42.2%まで増加すると見込んでおります。

本村では、人口は増加を続けておるところでございまして、人口の構成から見ますと少子高齢化の動きは全国の自治体と同様に進行しておりまして、今後、さらに加速するものと捉えております。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 9番真船正晃君。

○9番（真船正晃君） 推計をお聞きしますと本当に恐ろしくなるような数字になります。ゼロ歳から14歳までの年少人口、2060年には6.7%まで減少と、全体の。さらにびっくりしますのは、私らも含めての高齢化率でありますけれども、やはり同じ

2060年では全体の42.2%ということで、今答弁をいただきました。

2060年頃には私どももおかれあそばしやというふうに思いますけれども、いずれにしても、やはり全国も同じような状況で、それでも西郷村は、高齢化率だけ見るとほかよりは低いということでもあります。ただ、これも、やはり今、大勢の方が西郷に来ていただいている、住んでいただいているということがあるからであるというふうに思います。

この少子化の問題につきましては、国も、今後さらに力を入れると首相はおっしゃっております。異次元の少子化対策というようなことをおっしゃっているようでもありますけれども、この少子化の進行を歯止めをするために村が現在実施している、そしてこれから実施しようとする少子化対策につながる取組についてお伺いしたいと思っております。

○議長（真船正康君） 企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（伊藤秀雄君） 少子化対策ということで答弁させていただきます。

少子化対策につながる主な取組としまして、未婚者のための出会いの場の提供、結婚し新たな生活を始める世帯に対する支援、出産から子育てにおける相談サポート、出生時・入学時等の節目における保護者の費用負担軽減、在宅子育てサポートなど、様々な事業に取り組んでおります。

令和5年度からは、小・中学校の子どもたちの学校給食費の実質無償化をスタートいたします。将来的に持続可能で安定的な社会を維持することを考えれば、少子化対策は最も重要な政策でございますので、関係課がその専門性を生かしつつ、縦割りの弊害を排除するという視点を持ちまして横断的に連携し、総合的に進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 9番真船正晃君。

○9番（真船正晃君） ただいま、現在実施している少子化対策のほかに、今年度、新規事業として小・中学生の給食費の無償化をスタートするというところで答弁をいただきました。

学校給食の無償化につきましては、私にも保護者の大勢の方からご要望をいただいております。したがって、今回、今年度から始まるこの無償化については、保護者の方、特に子どもさんの多い保護者の方については、大変喜んでいただけるものではないかというふうに思います。

次に質問させていただきますが、出生数が減少した背景には、新型コロナウイルスの感染拡大で妊娠・出産をためらう方が増えたためとの見方もあります。しかし、それ以前に結婚する方が減っていること、これが一番大きな要因ではないかと考えます。このことについて村はどのようにお考えになっているのかお伺いいたします。

○議長（真船正康君） 企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（伊藤秀雄君） お答えいたします。

夫婦の完結出生児数、つまり結婚持続期間が15年から19年の初婚同士の平均出

生子ども数のことなんです、こちらのほうから見ますと、1970年代から2002年まででは2.2人前後と安定的に推移しておりましたが、2005年から減少傾向となりまして、2015年には1.94ということで過去最低となっておりますが、出生数が減少している現在におきましても、約2人程度の子どもを授かっているというような状況で、これは、人口置換水準でございます合計特殊出生率2.07に近い数字であることが分かります。

日本では、結婚しないで子どもを産む人は少ないため、少子化対策には結婚が前提となっております、議員おただしのおり、未婚率の上昇という部分が出生数の減少に大きな影響を与えるものと考えられます。

本村の出生数は、令和2年以降、増加傾向にはありますが、いわゆるゼロ歳から14歳までの年少人口の割合はいまだ減少を続けている状況でございます。これまで出産、子育て、教育に対する支援策を少子化対策の一つとして捉え力を入れてきたところでございますが、少子化には歯止めがかかっていない状況であるため、入り口である結婚を促進することで出生数の増加を図っていく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 9番真船正晃君。

○9番（真船正晃君） 結婚を促進するということが大事だという答弁をいただきましたけれども、やはり結婚をしていただかないと子どもさんは増えないというのが一般的といいますか、普通の形だと思いますので、今の西郷村の婚姻件数はどのようになっているのか、ここ数年の数字が分かればお伺いいたしたいと思います。

○議長（真船正康君） 企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（伊藤秀雄君） 婚姻件数ということでお答えしますが、5年前の平成29年中の婚姻数は218件で、それ以降、平成30年には210件、令和元年に205件、令和2年に183件、令和3年に164件と年々減少し、直近の令和4年では、婚姻数は159件まで減少しているところでございます。

以上です。

○議長（真船正康君） 9番真船正晃君。

○9番（真船正晃君） そういうことなんですね、やはり。5年前に比べますと、平成29年が218件のところ、令和4年、昨年は159件ということで59件減少、数字で見ますと約30%近い減少ということで、それが年々減っているというところがちょっと気になるわけであります。

全国の状況をちょっと見てみましたら、コロナ禍の中で2021年には戦後最少となったわけでありましてけれども、この間の発表によりますと、全体で51万9,823組というようなことで前年と比べると5,581組増えていると、3年ぶりに増加したというのが全国の推移でございます。

しかしながら、残念ながら西郷村は年々減っているというようなことで、やはりここにも婚活事業に力を入れなくちゃならない最大の要因があるというふうに私は思っております。村では、婚活事業といいますか、婚活支援というほうがいいのかと思

います。婚活支援ということで続けさせていただきますが、どのような取組をされているのか、実績も併せてお伺いしたいと思います。

○議長（真船正康君） 企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（伊藤秀雄君） ただいまのご質問にお答えします。

しらかわ地域定住自立圏の県南9市町村で連携しまして、婚活中の男女を引き合わせ、結婚へつなげることを目的とした出会いの場創出事業を実施しておりますのでございます。

この事業では、マッチングイベントのほか、自分磨きのための講座とか世話焼き人の養成、また、未婚の子どもを持つ親御さんに向けたセミナーなど、結婚という機運を盛り上げるため、テレビCMやSNS、ユーチューブなどのメディアを活用して周知を行って、事業展開を図っておりますのでございます。

現在、コロナということで、この期間中ではありますが、コロナ禍前の取組では対面式のイベントを開催して、結婚の意識高揚を図るため、実際の結婚式場を会場にして模擬結婚式に参加してもらったり、県南地区を巡るツアーとかバーベキューなどを行って、共通の体験を通して互いを知ってもらうなど、様々な仕掛けを設けてマッチングにつなげてまいりました。

コロナ禍の中での取組実績とかということでございますが、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして一時的に開催を控えた時期もございましたが、時代に合わせて、Zoomを活用したリモート方式による婚活オンラインイベントへシフトするなど、柔軟な対応を図ってまいりました。

令和4年度は、オンラインでの実施がメインであったため少数での開催となりましたが、マッチングイベントとして婚活オンラインを4回、婚活ツアーを1回開催し、合計で男性参加者は31名、女性参加者29名、そのうち、実際にマッチングした件数は11組となりました。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 9番真船正晃君。

○9番（真船正晃君） 今11組ということで大変うれしく思います。やはりやればそれだけの結果があるんだということだと思います。新型コロナも少しずつ落ち着いてきているようでありますので、そのような状況の中で、今後、村として婚活支援についてはどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（真船正康君） 企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（伊藤秀雄君） お答えいたします。

出会いの場創出事業の効果につきましては、この事業によって直接、婚姻までつながったことの確認は非常に困難でございます。また、すぐに結果が現れないという性質のものではありますが、結婚を意識させるというこの取組は少子化対策につながるものであると考えておりますのでございます。本村のみならず県南地域全体での底上げが図られることから、引き続き、関係市町村と連携をして継続して実施してまいります。

また、本村においては、ふくしま結婚子育て応援センターが実施しておりますオンラインマッチングシステム「はぴ福なび」を利用される方の会員登録料を補助し、結婚を真剣に考えている方を後押しすることや、新規に婚姻されて新しく生活を始める方に対しての経済的負担の軽減を図ることなど、より結婚という在り方に希望を持っていただけるような取組を行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 9番真船正晃君。

○9番（真船正晃君） ぜひとも関係各市町村と知恵を出し合って、出会いを求めている方々のお役立ち、そして、数多く縁結びができることによって出生率のアップに寄与できるということですので、ぜひ期待しております。

今ご説明いただいた出会いの場創出事業ということでは、あくまでも県南地域全体ということのようでありますので、ここで一つ提案をさせていただきたいことがございます。

それは、村独自の婚活支援策を考えてはどうかということであります。村長が今年絶対の力を入れて、委員長をやりながら成功させたいと準備されているのかと思いますが、フットパス全国の集いが開催されるわけでありますけれども、このフットパスの集いが開催されれば大勢の方が西郷村に来ていただけるわけであります。この機会を捉えまして、村内の未婚の方々にも参加をしていただいて、出会いの場フットパス婚活をぜひ企画・実行していただきたいなという提案であります。

また、我が西郷村には全国大会のほかにも観桜健康ウォークやみずウオーク、そして、にしごう祭りと大きなイベントがございますので、それらのイベントとコラボして、出会いの場をつくってあげる、出会いのチャンスをつくってあげる、そういう機会をぜひつくっていただけるような体制を取っていただきたいというお願いであります。

先ほどの中にもいろいろ、金銭的な支援とかそういうものも絶対必要ではありますけれども、まず出会いの場をつくってあげて、そこでお互いに出会い、それが先ほどのマッチング11組というような結果につながり、最終的にはそれが出生率のアップにつながってまいります。やはり少子化の一番の対策は婚活支援というふうに私は思っております。したがって、ぜひこれらのことを実施していただきたいなということで強く望んでいるわけでありますが、村長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

少子化対策、議員おっしゃるように何といたっても婚活ですよね。結婚が優先かと思えます。そんな中で、イベントを利用した出会いのチャンスをぜひということになります。先ほど課長が答弁しましたように、令和4年度には動いたために11組のカップルが誕生したということですので、やはり活動すべきことを実感しております。

子どもの数が減少するという事は、移住者対策に積極的に取り組まない限り、村

の人口が減少していくことにつながります。人口の減少は、経済規模の縮小、労働力不足、社会保障の持続性の問題、過疎化によるコミュニティー機能の低下など負のスパイラルになり、行政運営に大きな影響を及ぼすこととなります。

議員おただしの意見を参考にしながら、地域の魅力ある暮らしや豊かさなどを幅広くPRするとともに、県外の方々も対象としたイベントと婚活事業の合同開催について検討し、移住・定住の促進も視野に結婚・婚姻率の増加を図り、少子化の進行抑制につなげてまいりたいと思います。

○議長（真船正康君） 9番真船正晃君。

○9番（真船正晃君） 昔は、出雲の神様ということで縁結びをいっぱいやられた方がいらっしゃいました。今、そういう方がいらっしゃらない、少ないということが原因の一つに挙げられるかと思いますが、その代わりに行政として村がその役を担っていたでいて、出会いの場を待っている、そういう方にぜひご支援をしていただくようお願いして、次の質問に入らせていただきます。

2番目の質問であります、家族旅行村及び温泉健康センターについてお伺いしたいと思います。

間もなく3年となりますが、令和2年4月30日、両施設を村が管理運営を委託していた西郷観光株式会社が事実上倒産し、以後、キョロロン村、ちゃぽランドは閉じられたまま今日に至っているわけであり、その西郷観光株式会社の特別清算の現況についてお伺いしたいと思います。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） 9番真船正晃議員の一般質問にお答えいたします。

西郷観光株式会社の特別清算の現況ということでございますけれども、西郷村では債権といたしまして、温泉健康センター及び家族旅行村の指定管理料の1か月であります326万7,740円を請求しているところでございます。

特別清算の代理人である弁護士より、令和4年12月22日に債権者集会を福島地方裁判所白河支部で開催する旨の招集通知が届いており、この集会では、特別清算に関する協定案承認の件が議案として上程される予定でございました。

しかし、ほかの債権者から協定案に対する不服の申立てがありまして、当日の協定成立が難しいということから、12月22日は清算事務の処理及び現況の報告にとどまり、協定案承認の件については延期をされているところでございます。

○議長（真船正康君） 9番真船正晃君。

○9番（真船正晃君） 特別清算の現在の状況については理解をいたしました。

次に、令和3年6月の全員協議会で、林野庁から賃借している家族旅行村及び温泉健康センターの用地約29.5ヘクタールを取得する考えが示されております。その流れの中で、その後の9月定例会では、甲子地区国有財産払下げ事業として、測量、それから立木調査、各種申請等の一式ということで3,548万6,000円の一般会計補正予算が提出され、承認されております。

それで、スタートした林野庁から賃借している用地、その取得状況についてどうな

っているのかお伺いいたしたいと思います。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

林野庁から貸借しております西郷村家族旅行村及び西郷村温泉健康センターの敷地の用地取得の状況でございますけれども、この用地の取得につきましては、現在、関東森林管理局へ要望しているところでございます。

この計画書につきましては、福島森林管理署白河支所を通して関東森林管理局に取得の要望書を提出しているところでございますが、当該案件につきましては、国有林野管理審議会において土地の所有の目的等が審議され、その中で土地の取得後の利用計画を示すということとなっております。

土地の所有の目的につきましては、公共性の担保が図られているか、また、収益事業や転売の禁止が条件とされていることから、公園用地としたところでございます。

申請に当たりましての村における事務につきましては、境界測量、立会い等は既に完了しておりますが、利用計画について関東森林管理局より何度か指摘がございまして、修正を加えながら事務を進めているところでございます。

ほかの市町村の審議案件の実績を見てみますと、要望書の提出から国有林野管理審議会に諮るまで半年から1年の期間を要しているという状況がございまして。このような状況を鑑みると、今年度内の売買契約は難しいということが見込まれることから、土地の取得予算につきましては、来年度以降、予算に計上したいと考えているところでございます。

○議長（真船正康君） 9番真船正晃君。

○9番（真船正晃君） 条件が整って双方が理解すれば売買契約ということになるかと思いますが、それもまだ先だということでもあります。

令和3年6月2日の全員協議会で、林野庁から貸借している温泉健康センター等の用地取得についてということで、用地取得の予定見積書が出ております。そこには、測量等の費用、それから立木補償のほかに国有地売買価格というようなことで、当初、私どもは2億4,800万円というようなことで説明を受けていたものが、単価の見直しによりまして、あっと驚くような、思いがけなく安い価格になるという見込みの説明がありました。このことから、それならば取得したほうが良いということで、私をはじめ大半の議員の皆さんも同じく判断されたものと思います。

ただ、それが今、心配されるのは、先ほどのお話ですと、これから示される価格が非常に心配でありますので、最終的に取得するべきかどうかというのは、その価格が示されてから判断しなくてはならないのではないかというふうに思います。大きく左右される判断の材料である価格の提示、これはどの時点で提示されるのか、それをお伺いしたいと思います。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

価格の提示ということでございまして、協議の順番といたしまして、測量を行い、

売払い面積を確定し、表示登記図面を作成、売払い申請をし、国有林野審議会を通過した後に関東森林管理局が土地の鑑定を行い、価格提示の上、金額交渉を行うこととなっておりますので、価格の提示につきましては、現在、至っていないところでございます。

○議長（真船正康君） 9番真船正晃君。

○9番（真船正晃君） まだ価格の提示がされていない、その時期についてはまだ先ですね、審議会を通過してから土地の鑑定をして価格提示だということですので、さきに示された金額そのままということがどうなのかということが心配になるわけがあります。価格提示は審議会を通過した後ということですが、もしその提示される額が説明を上回るような場合、取得そのものを再検討する必要があるのではないかとこのように思うわけですが、このことについて、村長、どうでしょうか、村長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

議員が先ほどお話しされましたように、令和3年6月の全員協議会の中で、29.5ヘクタール、2億4,800万円というお話もさせていただきました。また、交渉の中で3,000万円前後で売ってもいいということで、白河の森林管理署、それとうちの担当レベルの中ではそのような話をしていまして、それなら測量して買いましょうということで、議員の皆様のご理解を得て測量、設計をして、取得すべき事業に取り組んできたところであります。

最近になりましてちょっと雲行きが怪しくなりました、私もそんな話は聞いてられないということで、3月は無理だとしても4月に入ったなら関東森林管理局に直接出向いてこういう経過をはっきり申し上げて、それでなければ今までどうだったのかということになるものですから、またその報告もさせていただくという考えをしておりますので、とにかく関東森林管理局まで出向いて交渉していきたいと思っております。

○議長（真船正康君） 9番真船正晃君。

○9番（真船正晃君） 私ども本当に心配ですが、村長はなお心配ですよ。4月に関東森林管理局ですか、出向いてということの今お話をいただきました。その話によってはということになるかと思いますが、やはりこういうときにはぜひ政治力を使っていただく、政治力が必要だというふうに思います。

昨年6月の定例会の一般質問で、道路行政についてということで西郷掬目線の質問をさせていただきました。西郷掬目線も、都市計画ができて80年ということで、ほぼ幻に近いのかなというような今の状況であります、ぜひこれを打ち破って、西郷村にとって大事なところだから、ぜひ国・県、それから国会議員の先生方の協力を仰いではということをお話をお願いをいたしました。

今回も同様だと思います。もしどうしても関東森林管理局との話が心配されるような形になってしまったときには、こういうときこそ地元選出の国会議員の先生方に、

村長が自ら状況、そして経過を説明していただいて、先生方の理解をいただければ必ず西郷村のためにご協力していただけるはずですから、きちんと要請することをしながら、村長に先生方にご協力いただけるようなことをぜひやっていただいて、最終的には思うような形で決着できるようにぜひお願いしたいと思いますが、村長の考えを再度お伺いいたします。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

議員と私、思いは一緒であります。第二の赤面山にはしたくありませんし、しっかりこれは対応させていただいて、代議員あるいは議員の皆様の応援もいただきながら頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（真船正康君） 9番真船正晃君。

○9番（真船正晃君） 全てのことがそうかと思いますが、なかなか担当課長、あるいは担当者と県あるいは国あたりと直接交渉したりしたとしても絶対負けちゃうというふうに思います。やはりそこが村長の出番であります。村のトップでありますから、ぜひ村長がまず4月に行っていただいて、負けないで、いい結果を出していただく。どうしても国が言うこと聞かないというときはやっぱり先生方のお力をお借りすべきだと思います。先生方もきちんとお願いすれば、それをまた待っているはずですから、ぜひお願いして、次の質問に入らせていただきます。

次に、キョロロン村及びちゃぼランドの経過状況と今後についてお伺いしたいと思います。

まず、これまでの両施設についての経過状況はどうなっているのかお伺いいたします。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

家族旅行村と温泉健康センターの経過状況というところでございますけれども、令和2年に西郷観光株式会社が特別清算手続となり、再建を模索するため、全国で観光施設、温泉施設等の運営を行っている事業者に対し、運営の可能性について興味を示してもらえるよう、ダイレクトメールによる案内を実施したところでございます。

そのダイレクトメールの案内に当たりまして約100件のダイレクトメールを送ったところでございますが、9社から連絡をいただき、それ以外にも現地を確認したいという団体が9団体、15社ございまして、施設の活用について協議を行ったところでございます。

協議の結果といたしまして、温泉に係るコスト、設備の老朽化、立地条件等々の理由に加え、新型コロナウイルス感染症に対する観光業の冷え込みも著しかったこと、家族旅行村施設がまだ村の所有でなかったことなどから、令和3年当時、一步踏み出した協議をできる事業者はなかったという状況がございまして。

以上です。

○議長（真船正康君） 9番真船正晃君。

○9番（真船正晃君） 15社から現地を確認したいというようなこととかの連絡があったということでもあります。中には立地条件、これ、立地条件というのはどういう意味なんですかね。甲子地区がという意味なのかちょっと分かりませんが、そのような理由で残念ながら厳しい回答もあるというような状況のようでもあります。私としては、期待していたもので、いい回答があるのかなというふうに思っていたわけでありまして、特にちゃぼランドについては厳しい結果ということで、正直、納得せざるを得ないのかなというような気持ちもあります。

さらに、昨年、市場調査を実施したというようなことお聞きしましたが、そちらの結果はどうだったのかお聞きしたいと思います。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ご質問にお答えいたします。

令和4年に入りまして、改めて両施設に対し、商業施設として利用できるのかどうか、対話によるサウンディング型市場調査マーケティングを実施いたしました。結果につきましては、5社の参加がございましたが、温泉健康センターの活用についての提案はございませんでした。村側で補助金を出した場合はどうかといった条件を付してもなかなか難しいとの回答で、温泉施設としての市場性はないという結果に至りました。

一方、家族旅行村につきましては、施設を利用した観光振興事業に着手したいというような提案や、新白河駅から会津地方を結ぶ中継基地として観光客を立ち寄せ、甲子地区の活性化を図っていききたいというような提案がございました。また、コテージを改装したサウナ室の企業賃貸分譲販売等の提案もあり、市場性はあるというような結論に至っているところでございます。

○議長（真船正康君） 9番真船正晃君。

○9番（真船正晃君） やはりその後やった市場調査でも、ちゃぼランドについては非常に厳しい結果ということのようでもあります。

昨年7月19日に、私たち産業建設常任委員会で両施設を視察してまいりました。特にちゃぼランドの設備だけを見ましても、ボイラー等の機械の製造年を見ましたらば1993年ということで、今年ですとちょうど30年ということで限界かなと。今のところ、メンテナンスと申しますか、維持管理をしているから正常に動いているというふうに思いますが、これから先、営業をやろうとしたときには、絶対、今のままでやるというところはありませんというふうに見てまいりました。

ただいまの市場調査の結果からだとキョロロン村については市場性があるということですので、その市場性があると、高いというふうに結論が出たキョロロン村はどのように今後していこうとしているのかお伺いしたいと思います。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

キョロロン村の今後の活用方法についてでございますが、サウンディング調査の結果を西郷村温泉健康センター等利活用検討委員会という委員会に報告いたしまして、

今後どのようにしていくのがよいか検討をしていただいたところでございます。

その中で、キョロロン村につきましては、利用したい事業所がいるということから、プロポーザルや随意契約、その他、多様な方法での施設の活用について、今後も引き続き模索、検討していくということとなっております。

事業の内容や企業の選定等につきましては、甲子、新甲子地区の意見を伺いながら、将来的には民間活力の導入を視野に入れていきたいと考えているところでございます。

○議長（真船正康君） 9番真船正晃君。

○9番（真船正晃君） キョロロン村については、いろいろ考えられるということで、今、オートキャンプがはやっているとかというようなことからしてもやはり市場性はあるんだなというふうに理解をいたします。

問題なのは、私も週1回通っていたちゃぼランドファンであるわけでありましてけれども、いつ再開するのかということをお待ちになっている村民の方も大勢いらっしゃいます。しかし、やってくれる業者がないのではやりようがないということになるかと思いますが、この市場性がないということで結論づけられてしまったちゃぼランドをこれから村はどのようにしていこうと考えているのかお伺いいたします。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ご質問にお答えいたします。

サウンディング調査の結果を西郷村温泉健康センター等利活用検討委員会に報告、協議をしていただいた結果といたしましては、西郷村温泉健康センターの温泉施設としての継続は難しく、ボイラー等の設備関係の停止の方向を取ったほうがよい。そして、維持管理費につきましては、甲子地区の誘客のための費用に使用したほうが有意義であるというようなことでまとめられたところでございます。

また、温泉施設としての利用は断念し、違う施設としての転用を模索していくとし、今後、継続して検討していくということとされました。

このような委員会の意見を参考に、村といたしましては、西郷村温泉健康センターにつきましては、運営再開を目指し、令和2年度より維持管理を実施してまいりましたが、事業者が見つからないという状況で、今後、さらなる維持管理を継続していくことは非常に厳しく、加えて現在、重油や電気代など燃料費も高騰しているような理由から、温泉再開を目的とした維持管理は行わないことが現実的であると考えております。

一方で、利活用検討委員会では温泉施設以外での活用を模索するというような意見もあることから、様々なアイデアを募り、転用の可能性を残した最低限の維持管理を行っていきたいと考えているところでございます。

○議長（真船正康君） 9番真船正晃君。

○9番（真船正晃君） それぞれいろいろなご意見が出ているようであります。それぞれ、ああ、そうかというふうなご意見もあります。ただ、最終的には、ただいまの課長の答弁では、今後、ちゃぼランドは温泉施設としての利用は断念するというようなことになるのかなというふうに思いますが、改めて、ちゃぼランドは今後、温泉施設とし

て運営しないということなのか、確認のために村長に伺いたいと思います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

市場調査の結果から、今まで課長が答弁しましたように、ちゃぼランドを温泉施設として継続していくことに関して民間事業者も収益を上げることは困難で、現状ではなかなか手を出せないということが分かりました。

現状のまま再開させるに当たっても、概算になりますけれども、年間約2,500万円の運営費に加え、改装費用、修繕費用等で少なく見積もっても5,000万円ほどかかるんじゃないのかということと、さらに、議員も先ほどお話しされましたように、ボイラーがちょうど30年経過しております。これらを更新する費用で約1億4,000万円程度が見込まれるという積算になっております。その他の設備の更新費用まで考えると、同施設を温泉施設として使用し続けることは難しいと考えております。

苦渋の決断ではありますが、温泉健康センターの事業につきましては断念せざるを得ないという考えに至った次第であります。

○議長（真船正康君） 9番真船正晃君。

○9番（真船正晃君） 村長のほうから断念せざるを得ないという言葉が出ましたので、私は、サウナと温泉には入れないんだということで寂しく感じます。やむを得ない部分もあろうかと思えますけれども、先ほども申し上げましたように、私も週1回のちゃぼランドへ行くのが楽しみだった大ファンであります。一日も早く再開するのを待っていた人は、私ばかりではなくて大勢の方がいらっしゃいます。そういう方々は、今回、村長の断念というようなお話、この結果を聞きますと非常に残念がるというふうに思います。

しかし、村長が今日、ちゃぼランドの再開を断念するということを決断されたのであれば、この次に村長にしていっていただきたいのは、まず、決断してそういう結果であればその結果報告をしていただきたい。再開を楽しみに待っている村民のためにも、決断したのであれば速やかに、そして単に、断念しますと、ちゃぼランドは閉鎖しますというような結果の報告だけではなくて、やはり今回の再開を断念するまでの経過、あわせて、なぜこのような結果になってしまったのかのきちんとした反省も含めて総括して、村民にきちんと説明すべきだというふうに私は思うんですが、村長のお考えを伺います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

再開を待っていた人がいたために、私も再開すべく努力をして、ここ2年ほど頑張ってきた次第であります。その辺を理解していただきたいと思えます。

村民への知らせはもちろんしなきゃならないんですけども、経過、結果、反省いろいろあります。ただ、その場合にどういった方向の、清算のこともありますし、ある程度、形づいてから総括、議会のほうで、何点かまだまとまっていないよ、修正し

ろという話もありましたので、それらを踏まえながら、きちんと方向性も見据えた形で村民にはお知らせしたいという考えであります。

まずその前に、どういう方向にすべきか、どういう方向に持っていくかも踏まえて、議会のほうにきちんと説明して、それならいいんじゃないかということを理解していただいて、まだ総括については中途半端というふうに私は認識しておりますので、きちんと説明した上で、閉鎖について、一時中止については村民の皆さんに周知されていると思いますので、しっかりした形で対応していきたいと思います。

○議長（真船正康君） 9番真船正晃君。

○9番（真船正晃君） ただいまの村長の答弁の中で、閉鎖していること、これは誰でも村民は分かっているんじゃないかと思いますが、もう断念したという結果については誰も分からないわけでありますので、それもやはりお知らせする必要があるのではないかなというふうに私は思います。それも、例えば文書回覧で各行政区の中を回覧してお知らせというようなことではなくて、少なくとも広報での結果報告はすべきだと思います。ぜひ検討してやっていただくようお願いしたいと思います。

最後の質問でありますけれども、ちゃぼランドで今まで実施してきた健康増進活動がございます。閉鎖すると、運営を断念するというのであれば、その健康増進活動の代替はどのようなことを考えているのか、また、考えていこうとしているのかお伺いしたいと思います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

健康増進という一つの目的を持ってちゃぼランドを運営してきたところであります。健康増進の代替ということではありますが、まだ甲子温泉、新甲子温泉、阿武隈のすばらしい温泉がありますので、今、プレミアム温泉入浴チケットの事業をやっておりますので、その継続、そしてまた、村には村民プールもあるのでぜひ活用していただいて、健康増進と併せて活性化、にぎわいをつくっていきたくと考えております。

また、ほかの施設、温泉施設はどうかということのお話でありますけれども、平地での温泉施設はどうかという話も聞いておりますけれども、まず甲子地区をしっかりとまとめまして、併せて、そういう声にもしっかり十分耳を傾けながら判断していきたいと考えております。

○議長（真船正康君） 9番真船正晃君。

○9番（真船正晃君） ありがとうございます。

今、村長からありましたプレミアム温泉入浴チケット、私も利用させていただいております。

それで、先ほどの答弁の中であったダイレクトメールでの調査結果、その中に、ちゃぼランドの立地条件が問題だというようなことがありました。このダイレクトメールでの回答はもちろんです、やはり村民の方にも、今までのちゃぼランドですとちょっと遠いと、それも冬になるとなお行けないというようなご意見は結構伺ってありました。したがって、今、村長からもそういう声もあるんだということでお話に

出ましたけれども、ちゃぼランドの代替として新たな温泉施設も考えてみてはどうかと。その場所でありますけれども、私は、保健福祉センター、こちらをボーリングして温泉を出してはどうかということでもあります。

あそこであれば場所的には非常にいい場所でありますので、当然お客様は多いはずで。したがって、そこを経営していただける業者も出てくるというふうに思いますし、あそこに温泉が出れば、同じ建物内にありますデイサービス、そちらのほうでも利用していただくことができますので、毎日楽しみにデイサービスに来ていただく高齢者の方々にも非常に喜んでいただけるのではないかとということで、一挙両得ではないかとというふうに考えます。こんな考えはいかがでしょうか。再度、村長に最後のご答弁をお願いしたいと思います。

- 議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。
- 村長（高橋廣志君） 大変いい話でありまして、参考にしたいと思えます。
- 議長（真船正康君） 9番真船正晃君。
- 9番（真船正晃君） 参考にしてぜひ実行に移していただくことをお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。
- 議長（真船正康君） 一般質問の途中ではありますが、これより午後2時20分まで休憩いたします。

（午後2時01分）

◎再開の宣告

- 議長（真船正康君） 再開いたします。
- （午後2時20分）

- 議長（真船正康君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

9番真船正晃君の一般質問は終わりました。

次に、通告第4、12番上田秀人君の一般質問を許します。12番上田秀人君。

◇ 12番 上田秀人君

1. 行政DXについて
2. 高齢者福祉事業と介護保険事業について
3. 国民健康保険事業について

○ 12番（上田秀人君） 12番です。

通告に従いまして一般質問をしたいと思います。

まずはじめに、行政DXについてということですが、世界の96%のリーダーが、パンデミックがDX（デジタルトランスフォーメーション）を平均5.3年加速させるだろうという話をされたそうなんです。本日、1番議員の質問に対しての村長とのやり取りを聞いていて、世界の96%のリーダーに我が西郷村の村長も入っているのかなというふうに話を聞いておりました。ということで、まず1点目といたしまして、コンビニエンスストアでの各種証明交付サービスの提供についてということで伺いたいと思います。

これは私の記憶が間違っていなければ、2015年から住民票を有する人に対して12桁の番号を付番し、翌2016年に、希望者に対して顔写真やICチップの入ったカード、いわゆるマイナンバーカードを交付し始めたというふうに記憶しております。このマイナンバーカードを使い、4桁の暗証番号により、全国どこにいても、コンビニエンスストアなどで各種証明の交付サービスが受けられるというふうになったと理解しているわけでございます。

このマイナンバーカード、当初はカード取得の申請が伸びなかった。そのような中で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、人と人が密になることが嫌がられる状況が生まれました。さらに、政府においては、マイナンバーカードを申請すると2万円分の電子ポイントをつけますよと。有名な俳優さんとかを使ってテレビで大々的にコマーシャルをやって、ポイントの付与を今年の2月末までとして、あおり立てて申請を受け付けたというふうに私は理解しているところでございます。

そこでまず1点伺いたいと思うんですけれども、行政が行うこの行政サービスについて、行政の公平・公正とはどのようなものか、どのようにお考えになるか、まずそこから確認したいと思うんですけれども、いかがでしょうか、伺います。

○議長（真船正康君） どなたか答弁をお願いいたします。

村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 12番上田秀人議員のご質問にお答えをいたします。

今、質問の内容の中で行政の公平・公正ということでありまして、具体的に何を言っているか教えていただければありがたいと思います。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○ 12番（上田秀人君） 行政が行うサービスは公平・公正でなければいけないと私は理解をしております。全国どこに住んでいてもいわゆる行政サービスが公平に受けられる、公正に受けられるために地方交付税が国から交付されていると私は理解しています。

じゃさらに重ねて伺いますけれども、コンビニエンスストアで各種証明などの交付を受けることができるこの行政サービスについて、行政サービスの公平・公正が保たれているというふうに村長はお考えになるのか伺いたと思います。例えば旅先で住民票なり印鑑証明などをどれぐらいの確率で取るのかなとかいろいろ考えた場合に、これが本当に公平・公正なのかというのを伺いたと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 私自身は、公正・公平であるべきでありますし、そのように進めたいと考えております。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 公平・公正であるべきであるし、公平・公正だというふうに理解をしたいと思いた。

続いて、（2）の各種証明書交付サービスの提供について今後の村の考え方について伺いますということ伺いたと思うんですけども、コンビニエンスストアを私もよく利用させていただいています。大変ありがたい存在だなというふうに感じていますけれども、ただ、西郷村の場合において、コンビニエンスストアがこの役場庁舎から見ていわゆる南部地区に集中していると。これは、コンビニエンスストアは商業ベースに基づいて開業するものですから、それに対して私、異論を唱えるつもりはございません。そのコンビニエンスストアでの行政サービスの一部提供については、上位法に基づいての理解だと私は考えております。

そこで伺いますけれども、村では現在も大型商業施設内での行政サービスの提供を行っています。これをまずいつまで続けるのか伺いたと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 住民生活課長。

○住民生活課長（池田早苗君） 上田議員のご質問にお答えいたさせていただきます。

行政サービスセンターをいつまで続けるのかというようなご質問の内容でございました。

まず、行政サービスセンターそのものの業務について改めて整理をしていきたいと思いた。（不規則発言あり）もう一度お願いします。（不規則発言あり）私の口からはいつまで続けるのかということは明言はできませんが、1つ、アンケート調査をさせていただきましたので、その件についてだけご報告をさせていただきます。

住民生活課では、行政サービスセンターの今後について様々な意見が出されていることなどから、行政サービスセンターを利用された方の実態調査と今後の利活用に役立てることを目的といたしまして、アンケート調査を実施いたしました。

アンケート調査は、令和5年1月14日から2月24日までの休業日を除いた41日間、行政サービスセンターを利用された1,010名に対し実施いたしました。回答していただいたのは937人で、回答率は92.8%でございます。

調査の結果を見てまいりますと、40歳代の方が比較的多く利用されており、

30歳代から60歳代の方で約6割の利用を占めております。また、職業につきましては約半数の47.1%が会社員となっておりますので、日中、仕事をされている方の利用が多いことが考えられます。

利用目的は、証明書の交付や利用料等の支払いが多数を占めており、立地、土日及び夕方6時半まで利用が可能など、利用のしやすさから多くの方に利用していただいているところでございます。

行政サービスセンターを利用した理由につきましては、家から近い、役場より利用しやすい、土日でも利用できる、買物のついでなどを挙げる方が多い状況でございました。

さらに、意見・要望等におきましては、とても便利で助かる、休日利用が大変便利、買物ついでに利用できて便利、役場は入りづらいので役場に行かなくていいので便利、今後も続けてほしいなど、継続を望むご意見を頂戴しております。

行政サービスにおいては、住民の多面的なニーズに応えるには、デジタル手続とともに、窓口での相談など対面サービスを拡充することも必要であります。そのため、行政サービスセンターは村民と役場を結ぶ重要な拠点であると考え、運営していきたいと考えております。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 今、アンケートの結果をお聞かせいただいたんですけども、結果を反省して、そのアンケート調査の結果を今の行政に反映すべきだと私はまず申し上げておきます。休日便利だとか、ここが閉まっているからあそこに行くという可能性もあるわけです。あと、ここが来づらいという話もありましたよね。それは前から言われているんですけども、玄関から入ったときにみんな見られているようで嫌だとか、職員の方は決して見ているわけじゃないんだろけれども、そういうちょっとした工夫をすればここも非常に使いやすくなるんじゃないかなというふうに思います。ということで、アンケート調査をすれば、やはり利便性に関してはパーセンテージは上がってくると思う。

それで、大型商業施設で行政サービスを提供するに当たって、今回の予算説明の中でお話を聞いていて計算してみると、いわゆる正職の方を抜いて、おおむね1,000万円近い運営費用が必要だなというふうに私は計算をしておりました。費用の面で、まず大型ショッピングセンターに行政サービスセンターを置く1,000万円、それとコンビニエンスストアに今回、多目的プリンターを使って行政サービスの一部を提供していますけれども、その整合性というのは保てるのかなと思うんです。言っている意味が分かりますか。

ここで前にもお話ししましたがけれども、夕飯の食材を買いに来て、印鑑証明を取って帰るかという人はまずいないと思うんです。調査の中にはそれがあったみたいなことを言われましたけれども、ただ、大方の方は、例えば住民票を取りに行った、印鑑証明を取りに行った。じゃ今日ちょっと遅くなっちゃったから夕飯の食材を買って帰ろうかと、そういう方が大半だと思うんです。ですから、それがいわゆる商業のほう、

商売のほうにつながっていると私は思うんです。それに対して村は1,000万円ぐらいのお金を出していると。

ところが、同じような行政サービスをお願いしていても、コンビニエンスストアに対してはそういうお金が出ていない。それが整合性が保たれるのかなということを伺いたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 住民生活課長。

○住民生活課長（池田早苗君） 先ほど行政サービスセンターの業務内容について確認させていただきたいと申しあげましたけれども、改めてやはり確認する必要があるかなと思いますので、確認させていただきます。

行政サービスセンターにつきましては、証明書発行以外に様々な業務を執り行っております。収納業務に加えまして、総合案内業務、相談業務など多岐にわたっております。したがって、全てが証明書発行に携わっているわけではございません。

また、行政サービスセンターにおきましては、役場宛ての文書の取次ぎなども行っております。乳幼児や児童、ひとり親等の医療費助成申請書をはじめとした文書などを扱っており、日中、仕事などで役場などを訪れることができない村民にとりまして欠かすことのできない場となっているものと思っております。

したがって、今後も引き続きセンターを継続し、行政サービスの向上を図ってまいりたいと考えております。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 15年ぐらい前の話をします。アナログの話をしなくても、泉崎村で夜間休日受付ポストというのがありました。そこに封筒があって、そこに所定のことを書いてポストに入れておくと、郵送で住民票なり印鑑証明が来ると。あと、そういう手続に関しても、専用の封筒に入れてポストに入れると行政のほうで手続してくれるというような話だったというふうに私は理解をしている。これも以前、ここで話をしました。そういったことがないがしろになっていて、そうやって行政サービスセンターを続けるための話をされてしまうのではどうなのかなと思いました。

こんなことをやっても多分切りがないと思いますので、話をまた戻しますけれども、先ほど言いましたように、役場から見て南部地区に行政サービスを提供する場が集中しています。先ほど言ったように、行政の公平・公正から見てどう判断するのかなというところなんです。役場の庁舎から見て北部側はそういうサービスを受けられるところが今のところないと。

ここでさらに申し上げますけれども、役場から見ての北部地区に関して、いわゆる個人商店や村内の各小学校、中学校で行政サービスの提供を行う、こういった考えは持たれませんか、伺います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 本当は通告があればもっと的確に答弁できるんですけれども、いきなり言われて、南部集中、南部集中ということでありまして、これは私にどうしろと言われても困りますし、今お話を聞くと出張所を造れということのかなと思った

りして、そういう意味においてももう少し丁寧な質問事項を頂ければ私も本気になって考えますので、この件については、ここで私はこれ以上答えることができません。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 私、いつも言っているようにアナログの人間なものですから、行政が使っているLGWANとかという、そういう専用回線の話とかよく分からないんですけども、学校と役場というのは回線がつながっていますよね。その回線をうまく活用することによって、例えば学校で印鑑証明なり住民票、証明サービスを行うことができるんじゃないのかなと思うんです。今すぐやれとかじゃない。そういう方向で考えるべきじゃないんですか。それがいわゆる行政の公平・公正につながるんじゃないんですかということをお願いしたいんです。

今、高齢者の運転の問題とかいろいろ出てきていますよね。ですから、小学校だったら、家から歩いて通える範囲ということで学校というのは配置されてきたと思うんです。距離的なこととかサービスの公平性を考えたときに、そういうことも考えるべきじゃないんですかと。プリンターを買うに当たっては、先ほどから申し上げている大型商業施設の中の施設を閉鎖すれば十分にお金が出てくるというふうに思います。

それと、学校の危険性についてもです。話をしたいと思うんですけども、いわゆる不審者とか危険人物から学校を守るために閉鎖をするのも一つだと思うんです。しかしながら、地域の方にそういうふうに学校を開放する、そうやって多くの方に学校を見守ってもらう、こういうことにもつながるんじゃないかと考えますけれども、いかがでしょうか、伺います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

先ほどの学校と役場のオンラインなりITを使っての話ですけども、今、学校に不審者が入ったりして大きな問題となっておりますので、言っている意味は分かるんですけども、実際問題、学校に自由に地域の方が出入りしていいのかどうかという問題もあるかと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 村では、地域に学校を開放するとか開放された学校とかという話をしたことがありましたよね。不審者の問題とかいろいろありますけれども、地域の方がより多く学校を見ていてくれば、不審者対応の中にもつながるんじゃないかということをお願いしている。それと、高齢者の運転の問題もありますので、そういったことも視野に入れるべきだと。それが行政のDX、デジタルトランスフォーメーション、変革につながっていくんじゃないかということをお願いして、次の質問に入ります。

続いて、マイナンバーカードの健康保険証、介護保険証への利用について伺いますということで、健康保険証については今の国会で審議されるというふうに話を聞いております。その後ですけども、介護保険についても審議がされるというふうに私は

理解をしております。なぜ健康保険証や介護保険証をマイナンバーカードと連携させるのか、させようとしているのかについて村はどのようなお考えなのか伺いたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 住民生活課長。

○住民生活課長（池田早苗君） 政府は現在、医療デジタルトランスフォーメーション、デジタル化の実現に向けてマイナンバーカードの保険証利用を勧めております。村におきましても、マイナ保険証の利用の促進をしているところでございます。

マイナ保険証を利用することができれば、医療機関での受付の自動化や、医療機関や薬局において、本人の意思確認の下、マイナポータルに記録された過去の特定健診の結果や薬剤処方データを、本人だけでなく医療機関においても閲覧することができ、データに基づいたよりよい医療が受けられるようになります。また、旅行先や災害時でも情報を把握できるため、初めての医療機関においても、より正確で適切な医療が期待できるものでございます。

ますます進んでいく高齢化の中で、健康診断の結果や過去の受診履歴などを確認することにより健康への意識が高まり、健康寿命の延伸が期待できるものと考えてございます。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） マイナンバーカードにそのデータが、保険証とかに添付されるという利便性は何となく見えるんです。ただ、私が前から言っているように、マイナンバーカードは本人が知らないうちに400項目ぐらいの情報が載せられますよと。これ、何年前だろうな、かなり前にそんな話をした記憶がありますがけれども、健康診断の記録、病院での診療記録、調剤記録、介護情報、これらについてはまさに健康産業界においてはビッグデータだというふうに私は考えるわけです。

要するに、このデータを基に様々な健康商品の開発・販売へとつなげたい、国においては医療費の削減につなげたいという思惑があるのではないかというふうに私は考えています。

これらに関して、恐らく個人情報保護法があるので大丈夫だというふうにお考えかと思えます。確かに、個人情報保護法27条の中で、要配慮個人情報については本人の同意なしに医療保険者や市町村も有することが難しい、こういうふうに規定されています。

さらに、健康保険法、特定健診、いわゆるメタボ健診を定めた高齢者の医療の確保に関する法律の中でも、診療報酬、調剤報酬、特定健康診査の結果をつけて費用を請求することにはなっておりますけれども、これについてもやはり個人情報保護法17条で、利用目的の特定と利用目的の関連性について合理的に認められる範囲と規定され、本人の同意を必要としています。

しかしながら、この集められた情報を地区住民の健康づくりに活用するとした場合、個人情報保護法第18条第3項に、法令に基づく場合は、あらかじめ本人の同意を得

ないで、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことが可能とされています。

ですから、住民の健康づくりという目的を掲げることにより、本人が知らぬ間に個人情報が勝手に使われてしまうことがあるのではないかと私は考えるわけであります。特に岸田政権になって、国は、新しい資本主義実現のため、官民連携をうたいながら、データの利活用を成長戦略として、利用しやすい仕組みづくりも行っているというふうに私は理解をしております。

さらに、このマイナンバーカードとともに話が出てくるマイナポータル、これに関しても、いわゆるプッシュ通知、自動通知で様々な健康ビジネスの情報が送られてくるようになってしまうのではないかとというふうに考えますけれども、それらに関してはいかががお考えになりますか、伺います。

○議長（真船正康君） 企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（伊藤秀雄君） ただいまの上田議員のご質問にお答えしますというか、お答えにはならないような感じになりますが、プッシュ通知とかそういう、その辺までの仕組みは私では分かりません。すみません。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 私、ヒアリングを全然受けなかったものですから話がかみ合わないということで、これは自己責任ですよということで話をしています。

私が心配するのは、こういったことを知らないままに、例えば2万円の電子ポイントを上げますよということでどんどん国は押しつけてきた。村民の方は、それを知らずにどんどん自分の情報を預けてしまっている。マイナポータルというのは、何と表現すればいいんでしょうね、自分の情報を入れておくたんすの引き出しみたいなもので、マイナンバーはそのたんすの引き出しを開ける鍵、そこに4桁の暗証番号が必要になってくる。本人は、暗証番号を入れて開けないと自分で情報を見られない。アナログな話をしていますけれども、見られないんだよと思っていますけれども、決してそうではないとは思っている。その裏側には誰か見ている人がいる。人工知能、AIとかそういうものが見ている可能性がある。

ですから、先ほど言ったプッシュ通知というのは、例えば私もパソコンでいろんなものを検索します。そうするとパソコンに通知が来ますよね。ほかの方はこういうのも見えますよ、ああいうのも見えますよ、それがいわゆるプッシュ通知。ですから、個人の健康状態を見ている、健診の結果を見ている、それによって、さらに健康のためにこういうのが必要ですよ、こういうのもあります、そういう商売につながってしまうんじゃないかという話をしているんです。

それが、先ほど言ったように新しい資本主義の実現ということでデータの利活用を成長戦略にする、国はこういうふうに話をしている。ですから、そこにつながってしまう危険性があるんじゃないんですかということをお話ししています。いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（伊藤秀雄君） お答えします。

確かに上田議員のおっしゃるとおり、カード利用者本人にとっては、当然、自分で暗証番号を入れないとその先が見られないと。その半面、反対側、向こう側で見ている者がいるかもしれないと。誰が見ているとも分かりませんが、実際に本人にとっていろいろな情報が仮に来たとしても、そこをやっぱり自分で選択して、いいものは使うし、必要のないものは削除していくと、そういう個人での防御の方法もあるのではないか。

確かに、デジタル技術は、マイナンバーなども大分普及してきておりますが、普及して、マイナンバーカードを取得されていない方はこういう心配がないのかなど。いろんなデジタル技術が進んで、利便性が進むことも考え、非常に広がると思います。その半面、上田議員のおっしゃるような危険性も非常に含んでいるということは承知しております。

ただ、今現在では、個人情報保護法の中でいろいろな規制がかかっております。罰則規定などもいろいろありますが、要は懲役1年以内、罰則50万円だとか100万円だとかいろいろ違反の場合の規定もございまして、その罰金とかそういうのを払ってでも有利なこういう情報は手に入れたいと思われればそうなりますし、その辺の話は、個人情報の価値がどれだけあるかという形にもなってしまおうかと思うんですが、確かに上田議員のおっしゃるとおり、危険性はないとは言えません。あるほうが強いと思いますが、ただ、私たちの生活のために便利になっていくんであろうということを感じて、私たちはこういう事業を推進していると、いこうとしているというところをご理解いただきたいと思います。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 例えば私らがクレジットカードをつくろうとしたときに細かい字が出てきますよね。最後に、同意しますかというところにチェックを入れないと進めない。行政の場合はそれをやらなくてもいいんです。

例えば住民基本台帳法というのがありますよね。第7条の「住民票の記載事項」ということで、国民健康保険から後期高齢者、介護保険、国民年金、児童手当、米穀の配給、住民票コード、「前各号に掲げる事項のほか」というのがありますけれども、この項目の一番最後に必ずついているのが、「政令で定める事項」とあるんです。国がじゃないです、これは政令ですから。閣僚の会議で、あの官邸の中で決めて、じゃこれは提供させましようとなれば自動的にもうそうになってしまう。そういう危険性がありますよということを私は村民の方にお知らせすべきだと。今ここでいろんなことを言っていますけれども、嫌だよと言ったってこれはやらざるを得なくなっているんですよね。その方向で今、進められていますから。

一番注意していただきたいのは、行政はあらゆる権限があつて、その権限をもって個人情報を集めることができる。だから、きちんと先の先を見て対応していかないと取り返しのつかない部分が出てしまいますよということを申し上げたいんです。

ということで、次の情報セキュリティ対策についてということで伺いたいと思う

んですけれども、個人情報保護法について今ほんの少し触れましたけれども、ここで話したいのは、前回の定例会においてまずデジタル加工について伺いました。その答弁の中で、改ざん防止策が講じられ、加工はまずできないものと思っておりますという答弁をされています。そう答弁せざるを得ないというのは分かっていますけれども、ただ、頭の隅っこには、コンピューターの世界は絶対はあり得ないということをしみつけておいたほうがいいと思います。これは皆さんも同じです。あのアメリカ国防総省のペンタゴンでさえ、ハッカーが侵入している形跡があります。日本の防衛省も入られました。ですから、コンピューターの世界というのは絶対はあり得ないということの頭に隅に入れておかないと、取り返しのつかないことが生まれる可能性もあります。

マイナポータルについて先ほど触れましたけれども、いわゆる個人情報が多く集積されていきます。そのカードと4桁の暗証番号が必要だからということ先ほども言いましたけれども、安心だと思いがちですけれども、さきに話したように、特定の利用目的により見ることができる情報が集められるということがまず1点、確認をしておきたいことなんだ。

それともう一つ、この4桁の暗証番号というのが私は引っかけたんです。この4桁の暗証番号について、銀行のキャッシュカード、クレジットカードの暗証番号と同じにしてしまった場合、また別の意味での被害も心配されますが、そういったことというのはお考えになりませんか、ちょっと確認したいんです。いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（伊藤秀雄君） お答えいたします。

確かに、なぜか不思議に思うのが、日本の銀行は昔から4桁の暗証番号で、今現在も行われている。よく、それでいろんな被害も聞きます。それと、実際にそれぞれご利用される方、銀行の暗証番号と今回のマイナンバーカードの暗証番号、そこまで気にされている方は番号を変えていくという意識を持たれて、同じ番号にしていなくて、ただ、実際のところ、同じ番号にされている方はいるんじゃないかなと思います。

ただ、暗証番号だけで認証するんじゃなくて、生体認証とかそういう方向でその人しか開けられないというものであれば、一番有効なのかなということで、今、思っているところでございます。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 犯罪集団のことを考えて、ありとあらゆることを考えておくべきだと思います。お年寄りのところに行って、あなたのキャッシュカードが不正に使われた可能性がありますよと。私の目の前でこの封筒に入れてください、暗証番号も入れてくださいねと。ここで封をしますね、じゃ印鑑が必要ですから取ってきてと言っている間にすり替えをして、お金を落としてしまうというのがあるよね。

そういうことを考えたときに、いわゆる暗証番号4桁、大体皆さん、番号を忘れてしまうから、銀行と一緒にするかとか何々と一緒にしようかとなっちゃうよね。そういうところからもそういう犯罪につながる可能性がありますよということをやはり何

かの機会で捉えていったほうがいいなと思うんです。別に、村民の方にじゃ回覧を使ってお知らせしろというわけじゃないですよ。そんなことやったら大変不安をあおるような結果になりますから、今さらそれは無理なんで、ただ、そういうこともあることを頭の隅っこに皆さん入れておいていただきたいと。万が一、そういう話があったときにはそういうふうに対応していただければと思います。

その情報セキュリティーについてさらに申し上げますけれども、いわゆる情報が流出したという問題で一番多いのがヒューマンエラーですよ。人がミスをするということ。どこかの会社の役員の方が、顧客情報が流出してしまいましたと、現時点では不正に使われた気配はありません、大変申し訳ございませんでしたと頭を下げていますけれども、果たして本当にそうなのかなと、この頃、つくづく思うようになりました。

というのは、南相馬市で押し込み強盗がありましたよね。あと、山口県や広島県でも強盗事件が起きました。何で東京や札幌の人が離れた場所に住んでいる人のところに強盗に入れるのか、そこに何でお金があると分かるのかなと。まして、広島や山口に行ったのはフィリピンのほうから指示をしていたみたいですがけれども、その中で、新聞の中にブラック情報、何だかそういうのがちょっと出ていたみたいですがけれども、どこから情報が漏れているのか分からない。そういうリスクがあるよということもやはり頭の隅っこのほうに入れてもらえればなというふうに思うんです。

今回、いろいろ見ていると、コンビニに関して出てくるのはJ-LISというものでしたか。これは行政とJ-LISというものが専用回線でつながっていて、そこから先はどうなっているのかよく分からないんですけれども、このJ-LISのものをしていると、24時間体制で自動監視を行い安全性の確保をしていますと。ですから安全ですよみたいなことが書いてある。異常時のときは通報しますよと。さらには、ウイルスセキュリティーのファイアウォールとかいろんなことをやっていますよ、対応していますよということなんですけれども、何度も言うようではありますが、コンピューターの世界に絶対はあり得ないんだというのをしつこく言っておきます。

続いて、質問の5番目、今後の村の行政DXに対する考え方を伺いますということで、今後、行政はデジタル技術によりどんなふうにトランスフォーメーションが変革をしていくのかということで、先ほど1番議員の話になるほどなと思って聞いていたんですけれども、いわゆる時間外での手続を行いたい、時間外での相談も行いたいと。これはデジタルの形でやっていくんだらうなというふうには思っています。

デジタル通信の活用を図っていくんだというお話を村長はされていましたが、いわゆるAI、アルゴリズムというんですか、人工知能の活用を行政はどのように考えているのか確認したいと思うんですけれども、いかがですか。何か考えはありますか。

○議長（真船正康君） 企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（伊藤秀雄君） お答えいたします。

現在、村の地域課題に合わせた形で、国の自治体DX推進計画というところが策定

されて、それを受けて村で、デジタルトランスフォーメーション推進方針ということ  
を、今、策定中でございます。

その中で、村民サービスの向上のために、村民にいつでも、どこでもつながるサー  
ビスを提供することを第一の目標として、地域の課題解決等のためにデジタル技術や  
A Iを利用していこうという内容の方針を考えているところでございます。

内容につきましては、申請や手続についてオンライン化を進めること、例えば自動  
応答サービスで、よく言われるチャットG P TなどのA Iチャットボットツール、す  
みません、私、よく意味が分からないんですけども、そういうツールがあるんです  
が、そういうのを利用して24時間受け付けられる問合せ対応や手続案内を整備する  
ことと、さらに、デジタルサイネージを利用した窓口案内等を整備することなどを今  
回のデジタルトランスフォーメーション推進方針プランの中で盛り込んでいるという  
ことで、さらに、新しい庁舎建設ということで、そこに併せましてW i - F iを活用  
したラインレス化を進めていくこととか、タブレットやノートパソコンを利用して庁  
内の打合せや会議のペーパーレス化を推進していくこと、さらに文書管理の電子化と  
か電子決済化等の行政D Xを考えておるところでございます。

以上です。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） ただいまの答弁の中でチャットG P Tという話が出ましたよね。

これは、オープンA I社というところが開発した。あともう一社、何か入っているみ  
たいですけども、2社か3社で開発したものなんですけれども、マイクロソフト社  
のO Sを搭載したパーソナルコンピュータで利用可能だということで、実際、私も  
やってみました。これは本当に驚きです。

対話型A Iというんですか、知的労働作業を任せられるということで、これはど  
この大学の先生だったか、第二の産業革命だという話だった。産業革命って、蒸気機  
関が出たときにあの蒸気機関を開発した人はすごいなと思っていたんですけども、こ  
れを見たときはさらにすごいなと思いました。

チャットG P T、まだ市場にリリースされたばかりであり、これは去年の11月な  
んですよね、これからもその精度は上がっていくことが見込まれていますと。より精  
度が高まれば、リサーチやコンテンツ作成、コーディングなどのレベルも上がって  
いくでしょう。その結果として、ホワイトカラーのほとんどの仕事がなくなっていく  
可能性を指摘する識者も非常に多いです。それにつれて、ビジネスのやり方もチャ  
ットG P Tありき、根本的に変革されていくでしょう。変化に乗り遅れないため  
にもチャットG P Tを使いこなしてみてくださいという宣伝文句を見つけたんですけ  
れども、えっと思って、これを見たときに頭の中をよぎっていったのは、行政にこれ  
が入ってきたらまさに大きく変わるなど。

以前、私、ここでお話ししたことがあったと思うんですけども、転入届を出した  
ときに、免許証の住所の変更から上下水道の手続とか教育委員会の手続とか全てやれ  
るような時代が来るんじゃないのかという話をしたら、もう来ましたね、これでそう

考えたときに、村長、今、庁舎の建て替えと担当課長がお話しされましたけれども、今、計画している建物というのは本当に必要なのかなと思うんです。職員の数はそんなに要らないんじゃないのと。執務室の部屋の大きさもそんなに要らないんじゃないかなと思うんです。

これは未来の話じゃないんです。去年の11月からもうチャットGPTは始まっています。ただ、問題があるのはプライバシーがどうのこうのということで、そこはきちんと勉強させて、勉強させるって、AIが自分で学習していけばクリアできるそうなんです。ですから、今、計画している役場の庁舎の大きさは要らないんじゃないかなと思うんです。先ほど午前中の1番議員に対しての答えを聞いていても、やはり村長はその方向に向かっていく。であれば、今、役場庁舎の建設を、一度計画を止めてこの先を少し見据えるべきだと思います。

冒頭に申し上げましたように、世界の96%のリーダーは、このデジタルトランスフォーメーションが平均で5.3年加速していると言っているんです。ですから、このコロナの3年間で本当に私は進化したと思っています。ですから、庁舎の建て替えに関しては、今、足を一度止めるべきではないか。建て替えをやめろと言っているわけじゃないんです。一度立ち止まって考えるべきではないかと考えますけれども、デジタルトランスフォーメーションの考えから、役場庁舎の建設についてはどのようにお考えになりますか、伺います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

本当に技術は進歩しておりまして、私も想像がつかない、言葉を聞いても分からない範囲がかなりあります。そんな中で、いくら技術があるいはデジタルが進んだとしても、最後はやはりフェース・ツー・フェースが必要でありますし、ここで立ち止まったらどうかということでもありますけれども、震災を受けて耐震不足でありますし、雨漏れもしておりますし、手狭である。

そして、今後、震災が来ますので災害に対応する庁舎ということで、情報の収集、情報の発信、そんなことを考えた上で、そしてもう既に進んでおりまして、各補助事業もあちこち、例えば防災倉庫も防衛省にお願いしておりますし、また、環境省の補助事業も3月にお願いする。あらゆる手立て、安くできるように補助メニューを見つけてここまで来ておりますし、ここで立ち止まるわけにはいきませんし、立ち止まってもいずれ造らなきゃならない、もう待ったなしの状況でありますので、それは進めさせていただきたいと思っております。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 私も村長と唯一、話が合うのはフェース・ツー・フェース、この考えは一緒だと思うんです。ただ、村長も私も昭和の時代の人間ですので、私たちがいくらフェース・ツー・フェースだと言っても、今の人たちはスマホやほかの携帯端末、携帯できる端末ですよ、そういったもので行政の手続をしていく時代にもう入ってきているし、そちらを望むんだらうなというふうに考えるわけでありまして。

ですから、何度も申し上げますけれども、造るのではなくて、あの大きな建物ではなくて、もっとコンパクトな建物にしてもいいのではないかと。それと、防災の話が出ましたけれども、やはりそこは生身の人間がここにいっぱいいるわけですから、2万人を超えているわけですから、その方たちの生命を守るためにもそういった策というのは講じてもいいとは思っています。ただ、事務室なり建物の大きさはもう一度考えるべきではないかというふうに申し上げて、次の質問に入りたいと思います。

続いて、2の高齢者福祉事業と介護保険事業についてということでございます。

これに関してもやはりヒアリングを一切受けておりませんので、多分ずれる可能性もあるのかなと思うんですけれども、まずはじめに、認知症予防事業への取組について伺いますということです。

村長は以前、別の会議の中で、2025年には5人に1人の方が介護が必要になってしまうという危機感を示されました。介護予防の重要性を強く訴えられたというふうに私も記憶をしております。文献を見ていますと、やはり村長が言われている内容の記述が目飛び込んできます。2021年当時に、今後10年以内に認知症の人が700万人を超え、高齢者の5人に1人、今、出てきている内容は、4人に1人が認知症になってしまうというショッキングな論文も目にします。

先ほど9番議員の質問の中でも少子化という話がありましたけれども、今、少子化の時代と言われる中で、さらには介護職に人材が集まらないというこの状況の中で、介護サービス、介護予防事業の見直しが早急に迫られてきていると改めて痛感をするところでもあります。国においては、介護が必要になった場合でも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていける社会づくりを進めるとして、地域包括支援事業を介護保険法で定め、実施を求めていると理解しております。

そこで伺いたいと思うんですけれども、当村において認知症予防についてどのような事業を展開しているのか。先般行われた令和5年度の当初予算の説明会において、身体的な介護予防に関する事業と予算の内容については、担当課の方から説明をいただいていたところがございます。ただ納得はしておりませんけれども。

今回は、認知症予防事業の内容と予算について、私、ちょっと読み取れなかったものですから、この認知症予防事業についての村の取組の内容をお示しいただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） 12番上田議員の質問にお答えをいたします。

村の認知症予防事業への取組についての問いということですが、村では、西郷村第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画に基づき、認知症施策に関連する事業を医療、介護サービス事業所、役場、西郷村地域包括支援センター及び地域の方々が連携し、認知症の方ができる限り住み慣れた環境で暮らし続けるような様々な事業を実施しております。

まず1つ目の事業としまして、西郷村地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、認知症の方やその家族の支援・相談業務を行っております。

2つ目の事業としまして、住民の皆様が認知症を正しく理解していただくため、認知症サポーター養成講座を開催しております。令和4年度は、村内の中学校3校の生徒と社会福祉協議会職員を対象に実施しました。

令和5年度は、中学校のほか各地域に出向きまして実施し、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症についての正しい知識と対応について広く知っていただき、認知症の人や家族を温かく見守る応援者、サポーターを増やしていきたいと考えております。

3つ目の事業としまして、認知症カフェ「さわやか高原森のカフェ」を開催しております。令和2年度、令和3年度におきましてはコロナ禍により中止しておりましたが、中止期間中に、認知症サポーターカフェボランティアをやっている方々とコロナ禍での開催方法について検討してまいりました。令和4年度に、ウエルシア西白河西郷店と村の保健福祉センターのほうで3回ほどカフェを実施しております。地域の皆さん誰もが参加でき、認知症について知ることができる交流の場となっております。また、カフェの中に介護支援専門員、社会福祉士、保健師等による相談窓口を設置し、高齢者の各種相談や介護申請にも対応しております。令和5年度も回数を増やして実施してまいりたいというふうに考えております。

4つ目の事業として、認知症の啓発活動を実施しております。9月の世界アルツハイマー月間に、認知症の正しい知識を理解していただくため、認知症サポーターの協力の下、村の認知症ケアパスを活用し啓発活動を実施しております。令和4年度は、イオン白河西郷店とまるごと西郷館で実施しております。

5つ目の事業としまして、3つの高齢者の見守り体制支援事業を実施しております。

1つ目は、見守り安心ネットワーク事業になります。緊急通報装置、人感センサー、火災報知機等を貸与し、病気や家事、事故といったトラブルに24時間体制で対応しております。高齢者が地域から孤立せずに安心して暮らせるよう、高齢者のみ世帯等を対象として、村、地域包括支援センター、民生委員、協力機関が連携して高齢者の見守りを実施しています。

2つ目は、さわやか訪問収集事業になります。身体の障がい、疾病等の理由により家庭から排出するごみを所定の収集所まで搬出することが困難で、身近な人の協力が得られない方に対し、安否確認をするための訪問とごみの収集を実施しています。収集員が訪問した際にふだんと様子が違っている等の場合、村に情報が入り、必要な支援につなげております。

3つ目は、認知症高齢者の見守り体制づくりです。先日開催されました令和4年度第2回圏域別ケア会議において、村、民生委員、社会福祉協議会、居宅介護支援事業所等の関係機関で、地域見守り体制に関する地域課題の情報共有と意見の交換を実施しております。今後、認知症等高齢者を地域全体で見守っていくための見守り体制につなげていくことが課題となっております。

6つ目の事業として、認知症総合支援事業を実施しております。認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けるために、認知症初

期集中支援チームを県南4町村合同で、県立ふくしま医療センターこころの杜に設置し、認知症の早期診断と初期支援の対応を進めております。

村では、このように地域支援事業や高齢者福祉サービスを複合的に実施し、認知症予防に取り組んでおります。また、介護が必要になった場合には、認知症対応型通所介護や小規模多機能型居宅介護、認知症グループホーム等、認知症の方に特化した地域密着型のサービスの利用など、本人の状態に合った介護サービスを提供できる体制づくりに努めております。

認知症の方やその家族の暮らしを支えるサービスは多方面にわたってまいりますので、今後もさらなる生活支援、介護予防の強化を図り、在宅福祉サービスや介護サービスを充実させ、住まい、医療、介護予防、生活支援を包括的に提供し、西郷村で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムの実現を目指してまいりたいと考えております。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 今、答弁を聞いていて、何かいろいろやっているのかなというふうな雰囲気がありますよね。ただ、私がまず言いたいのは、介護保険法第115条の45「地域支援事業」の第2項第6号、この中に保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による認知症の早期における症状の悪化の防止のための支援その他の認知症である又はその疑いのある被保険者に対する総合的な支援を行う事業ということで、ここにこういうふうに書いてあるんですね。地域支援事業等についてと規定されていますけれども、これに基づいて認知症予防というのはどういうことをやっているんだということを確認したくて、今回、質問を出したんですけれども、今の話を聞いてみると、サポーターの養成講座、皆さん、名札のところにそのオレンジリングをつけていますよね。

私も以前にこのサポーター講座を受けたことがあります。そこで、なるほどなどというんな勉強をさせてもらった思いがあります。実際に私も、ほんの少しですけれども、認知症の方に関わったことがあります。本当に初対面なんですよね。さっきまで一緒にいても、初対面と会って話をするような状況なんです。ほんの少しですけれども、そういう大変な状況を見てきた記憶があります。ですから、認知症というのは本当に怖いというのは記憶にあります。

じゃ、ここで何を言いたいのかということなんですけれども、せんだって、これは2021年3月2日に監修された日本認知症予防学会の理事長で、鳥取大学医学部教授の浦上克哉先生の本を読ませていただきました。この本の中で、認知症は発症してしまったらもう完治できないよと。ただ、認知症の発症一歩手前なら回復することができる。だから認知症発症前の発見をし、発症予防と、万が一、発症してしまったときの病状の悪化を抑える、ここが重要だというふうに書いてあります。この本をずっと読ませていただくと本当に参考になるなということで、今回、一般質問の中で取り上げさせてもらおうと思いました。

そこでまず1点確認したいんですけれども、以前、私、村の健康診査を受けたとき

に、3項目ぐらいの簡単な認知症のチェック診断を受けた記憶があるんです。今も健康診査の会場で認知症のチェック診断を行っているのかまず1点確認したいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

◎休憩の宣告

○議長（真船正康君） ただいま12番上田秀人君の一般質問の途中でありますが、これより午後3時40分まで休憩いたします。

（午後3時19分）

◎再開の宣告

○議長（真船正康君） 再開いたします。

（午後3時40分）

○議長（真船正康君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

12番上田秀人君の一般質問に対する答弁を求めます。

健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） お答えいたします。

現在、村で実施しています健康診査の中では、後期高齢者の方が該当します75歳以上の健診の中で、認知症に関する項目の聞き取りを予診の中でやらせていただいております。あと、トータルサポート事業の中で、65歳以上の方の高齢者の自宅にお伺いしたときに、そういった項目をチェックして支援につなげております。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 多分、私がさっき話した3項目程度の認知症チェック診断というのは、試験的にやったものだったのかなと思うんです。ただ、何となく印象に残っていたものですからちょっと確認したんですけれども、現在、村では75歳以上の方を対象に、後期高齢者に該当される方に対して行っていますよということと、あと、65歳以上の方のお宅を訪問したときに実施しているということで、了解します。

この認知症についてですけれども、先ほど申し上げました本の中でもやはり動機づけが一番重要だというふうに読み取れるんです。そういった中で、自分は本当に大丈夫なのか、家族は大丈夫なのか、認知症の兆候は出ていないのかなと確認することがまず重要だというふうにされているわけでありまして。

この浦上教授が書かれた本の中に、認知症リスクチェックシートというものが記載されておりました。これは、この教授の許可をもらわなければ勝手に使うことはできないので、できれば村でこのセルフチェックシートを、浦上教授の許可をいただけるのであれば村の方に配布して、セルフチェックを行ってもらったらどうかというふうに考えたわけでありまして。

本の中で、多分、40歳ぐらいからその傾向が出始めるということで、専門的な話もあったんですけれども、脳内にたんぱく質がたまることによってまずそれが1つ目の原因になると。あとは、メタボリックの症状でありましたよね、血管が弱くなってくるとかそういうのもあったりとか、あと昔、頭を強打して脳の中にその傷があったりすると、それもやはり原因の一つにつながりますよなんていろいろ書いてありまし

た。

ですから、まずは年齢を縛ることなく、セルフチェックシートを村内に配ったらどうかというふうに考えたわけです。この配布に当たっては、村の広報紙、広報にしようがありますよね。このページの中に記載したらどうかなんていうのも考えてみました。比較的、年齢が高い方たちは、この広報紙を非常に楽しみにされております。読まれている方も多いです。ぜひ検討すべきではないかというふうに考えてお話をしておきます。

健康診査の話をしましたけれども、年に1回の健康診査のときに、75歳以上の方だけではなくて、認知機能のセルフチェックをすべきではないかなというふうに考えます。せんだって県の薬剤師会の集まりで、郡山で3月5日に、認知症セルフチェッカーというものなのかな、これを使ってVRで、こういうゴーグルの大きいようなVR、アナログの人間なのでよく分からないんですけども、郡山でその体験会を実施したそうなんだよね。こういったことも取り組んではどうなのかなというふうに思うんです。

認知症になられてしまったら本当に大変だというのは、私もほんの少し、さわりだけですけれども体験しているので、ぜひ検討していただきたいなというふうに思います。認知症セルフチェッカーという機器を用いてチェックするのもその一つかというふうに思います。簡易検査として5分程度で検査できるそうなんです。これも一つのチェックと動機づけになるのではないかと考えますけれども、いかがでしょうか、伺います。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） お答えいたします。

まず、認知症につきましては、早期発見・早期診断というのが基本になりますので、そういったセルフチェッカーを使って早期に発見して治療につなげていくというのは重要なことだと思っております。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 重要なことだと思っておりますということで対応していただけるのかなというふうに考えますけれども、さらにこの本の中で、認知症を発症しやすくする12のリスクというものが記載されておりました。

この12のリスクを3つのグループに分けて、予防と進行を遅らせるためのことが書かれておりました。これらの対策を行うことで認知症になる方を4割減らすことができるというふうにも書いてありました。この3つのグループですけれども、リスクグループなんですけれども、これは運動とコミュニケーション、あとは認知活動、この3つに分類されるそうです。これらを組み合わせた取組を行うことにより認知症発症のリスクを下げられるというふうに書いてあります。

その本の中に、鳥取方式の認知症予防プログラムというのも出ておりましたけれども、これらに関しても、もし取組をされるというのであれば、この浦上教授の使用許可をいただいて実践してはどうかというふうに考えます。そこで、村の考えをもう

一度伺いたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） お答えいたします。

今現在、村のほうで、認知症の方の早期発見ということで、トータルサポート事業の中で早期に疑わしい方をリストアップして支援につなげる。あと、先ほど申しました後期高齢者を対象に、健診の予診のときにそういったチェックシートでチェックをする。さらには、村で作成していますケアパスの中にもそういったチェックする項目の用紙が入ってございますので、そういったもので予防するというのでやっております。

それで十分かというところではございませんので、さらに啓発活動にも力を入れて、議員ご指摘のチェックシートとかそういうのも参考にしながら、こういった形が西郷村に適しているのかを見極めた上で実施してまいりたいと思っています。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） おおむね理解をするところでございます。これは早急に対応しなければいけないというふうに考えます。

そしてさらにもう一つ提案したいのは、認知症に関しては、身体機能と知的機能の両方をうまく活用することによって認知症の予防につながるということなんだそうです。村が今現在、推奨している健康ウォーキング、あと、先ほど9番議員が取り上げられたフットパス、さらに、生涯学習課で担当しているふるさと講座、こういった中に組み入れてはどうかかなというふうに考えます。

屋外での活動、いわゆる体を動かして五感であらゆる刺激を受ける。その中で、史跡などを見ることによって知的な刺激も受けられる。さらに、移動中に、単純に長い距離を歩くようなところを見計らって、例えばの話ですけども平仮名計算をやってみるとか、これは、先頭になって誰かが先導しないと平仮名計算なんてなかなかやらないと思うので、平仮名計算をやってみる。あとはグーパー運動をやってみるとか、歩きながらそういうことをやってみる、そういうプログラムを取り入れることを実施すべきじゃないかなというふうに考えます。

こういうことをやるに当たっては、ぜひ保健師による健康相談、見守りなども行いながら認知症予防につなげるべきだというふうに考えますけれども、いかがでしょうか、伺います。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） お答えいたします。

認知症に限らず、高齢者の介護予防、フレイル予防ということで、そういった運動、あと地域とのつながり、コミュニケーションですね。あと周りの支援、そういったものが必要になってきますので、今、村のほうでも、行政保健師に地域に出向いてもらって健康相談をやっている後期高齢者の一体化事業というのがあるんですけども、そういったものに力を入れてやっておりますので、そういったものを総合的に力を入れて実施していきたいなというふうに思っております。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 一くされします。昨年のみずウォークのほうのお手伝いをさせていただきました。保健師が来ていましたけれども、いわゆる救護ということで本部で待機している。4日にフットパスをやりました。新白河駅前から出て、下新田、上新田を回るコースを歩いてきたんですけれども、そのときもやはり保健師の方もいなかった。こういうときに保健師がいたらいいのかなど。

初めて顔を合わせる方なんかもいたりして、いろいろ話をしながら知的刺激を受ける。でも、ただ歩いて花を見て、いろんな刺激は受けますけれども、いわゆる専門的な平仮名計算とかそういったものというのはなかったもので、もしフットパスの中にこういうのが入っていたらいいな、ウォーキングの中にこういうのが入っていたらいいなというのがあったものですから、ぜひ取り入れていただきたいなど。いつも申し上げているように、保健師が椅子に座って事務所に籠もっているようでは、そんな村ではどうしようもないということを申し上げておきます。

それと、先ほど言い忘れましたけれども、介護保険法115条の話で、これはこの後、話をします愛知県大口町、認知症総合支援事業実施要綱がまとめてあります。鳥取でも琴浦町ですか、そこでもやはりこういうふうの実施要綱がまとめられていて、認知症に対して早期から取組をしているということを見ていると、我が西郷村は遅れ気味ではないかなというふうに思いますので、担当課長におかれましては全力で頑張っていたきたいと申し上げて、次の質問に入りたいと思います。

続いて、質問の3点目、国民健康保険事業についてということですが、国民健康保険事業における傷病手当等の考えについて伺いますということで通告を入れさせていただきました。

約2年ほど前、2021年6月の定例会だったと思うんですけれども、私は同様の質問をしております。その際に私が発言したのは、傷病手当ではなく傷病見舞金として対応してはどうかと質問いたしました。

国民健康保険加入者の状況というのが自営業の方が多ということで、病気やけがなどで仕事ができない、どうしても休まなければならないようなときに、職種によって収入金額が違ったりとか、いろんな条件が変わってきます。ですから、基準額の設定が難しいという考えの下に一定基準を設けて、いわゆる手当ではなく傷病見舞金として支給してはどうかというふうに質問し、さらには質疑の中で取上げをしました。

そのときの答弁の中で、検討しますという答弁だったというふうに理解しております。この約2年間の時間の経過の中で、村ではどのように検討されて、検討した結果はどのようなふうになったのかお知らせください。

○議長（真船正康君） 住民生活課長。

○住民生活課長（池田早苗君） 12番上田秀人議員の質問の第3、国民健康保険事業における傷病手当等の考えについてにお答えをさせていただきます。

当時の会議録のほうを確認させていただいたんですけれども、傷病手当ということでお話の内容が進んでおりましたので、傷病手当の関係で遡るしかできなかったんで

すけれども、先ほどおっしゃられましたように、国保の事業において傷病見舞金というものを、北海道や埼玉県、群馬県、長野県、滋賀県、徳島県、長崎県などにおいて実施しているということは確認させていただいております。

それらを踏まえまして、その後の検討でございますけれども、当時の答弁の中でもお答えさせていただきましたように、議員が望まれます傷病手当につきましては任意の給付ということになります。収納率の向上などに取り組んではまいりましたけれども、それでもなお不足する財源を補うことはできません。そのため、基金を取り崩し財源としなければなりませんけれども、令和11年に予定されております福島県下統一の国保税導入までに基金が足りなくなることが考えられます。そのため、国保の制度での事業主への新型コロナ感染症以外を含めた傷病手当は導入することができない状況でございます。

対策といたしましては、税率を早急に見直していくということを考えなければならぬのかという考えでございます。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 基金が大分厳しくなってきたということで、これを取り組んでしまうと保険料のほうに影響が出てしまうということで理解をしたいなと思うんですけれども、基金がなければ一般会計のほうから補填すればいいんじゃないですか。いわゆる産業育成という形でやるべきじゃないかなというふうに私は考えています。

もう時間も大分なくなってきたので言いたいことを言って終わろうかなと今考えていますけれども、国保加入者の生活、経営の厳しさ、これを皆さん方はどういふふうに理解しているかということだと思っております。今日も1番議員が、自営業の方、農家の方の収入は非常に厳しいという話をされていますよね。そういう厳しさを皆さん方はちゃんと理解されていますか。皆さん方は、傷病手当なり、有給休暇なり、病気休暇なり、いろんな形で守られていますよね。自営業の方は守られていないんです。先日も、自営業の方、自分で会社をやられている方のところを訪ねましたけれども、せきをしながら一生懸命、寒いところで仕事をしているんです。寒くないですかと言っても、石油が高くてストーブもよくたけねえと。風邪気味なんだけれども休むこともできない、そういう状況で、今、仕事をされているんですよ。2年前にも私はここで話ししましたけれども、やらない理由を考えるのではなくて、どうやったらできるか、それを考えるべきだというふうに私は申し上げました。もう一度確認します。いかがお考えになりますか。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染で非常に厳しい状況かなと思いましたが、税金においてはかなり税金が見込まれているということ、大企業の頑張りもそうですけれども、中小企業の頑張りもあるという認識をしております。そんな中で、切り口を変えて、傷病手当じゃなくて見舞金あるいは中小企業の支援の一環ということ、これを参考に

しながらちょっと検討していきたいと思います。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 今日、資料を持ってくるのを忘れてしまったんですけども、先ほどちょっとお話ししましたけれども、愛知県大口町というところでは実際にやっています。大口町の話をしませんが、町内の業者さんを守るために実際にやっているところもあるんだということをまずお話ししておきます。さらに検討するということだったんですけども、何を検討しなきゃいけないのかと思うんです。お金がないんだったら庁舎なんか造ることないと思います。まず村民の暮らしを守ること、生活を守る、そのために村は努力をするべきだというふうに考えます。

これ以上言っても平行線になるかと思いますが、最後にこれだけ言っておきたいなというのがあったのでちょっと読んでみます。リーダーは常に風を読む力をつけるべきである。どちらの方向からどれぐらいの風が吹くのか常に見極めるべきである。どちらの方向に進めるべきか、進むべきか、どこへ向かえば幸せにすることができるのか、風をどこで受ければ安全に前に進められるのか、リーダーは常に風を読む力をつけるべきだと、こういうふうなことが書いてあるのを見つけました。

ですから、村長におかれましては、今、国保加入者の生活を鑑みたときにその方向をどちらに向けるべきなのか、このことを今きちんと考えて対応していただきたいというふうに申し上げて、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君の一般質問は終わりました。

#### ◎散会の宣告

○議長（真船正康君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

3月10日は定刻から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後4時00分）